

49-3 平成14年度から平成18年度までの比較資本的収支

(単位:円)

科目	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
資本的収入	3,557,261,145	100.0	3,464,618,000	100.0	11,780,183,000	100.0	2,226,256,000	100.0	1,744,263,050	100.0
企業債	3,156,000,000	88.7	2,427,000,000	70.1	9,813,000,000	83.3	1,186,000,000	53.3	400,000,000	22.9
出資金	3,650,145	0.1	1,071,000	0.0	104,316,000	0.9	18,222,000	0.8	0	0.0
負担金	397,611,000	11.2	1,036,049,000	29.9	1,590,438,000	13.5	1,022,034,000	45.9	944,381,000	54.2
国庫補助金	0	0.0	498,000	0.0	272,429,000	2.3	0	0.0	0	0.0
固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	399,882,050	22.9
寄附金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
資本的支出	4,824,499,133	100.0	3,871,163,901	100.0	12,169,747,349	100.0	2,690,913,651	100.0	1,818,937,407	100.0
中央病院施設改良費	172,598,025	3.6	163,929,185	4.2	120,576,180	1.0	166,048,892	6.2	285,904,010	15.7
工事費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
資産購入費	172,598,025	3.6	163,929,185	4.2	120,576,180	1.0	166,048,892	6.2	285,904,010	15.7
企業債償還金	596,415,741	12.3	1,554,074,010	40.1	2,385,656,996	19.6	1,543,799,909	57.4	1,402,309,101	77.1
中央病院建設費	4,055,485,367	84.1	2,153,160,706	55.6	9,663,514,173	79.4	981,064,860	36.4	130,724,296	7.2
工事費	1,496,175,000	31.0	2,068,946,668	53.4	9,161,178,621	75.3	939,459,335	34.9	0	0.0
総係費	93,127,036	1.9	84,214,038	2.2	172,365,529	1.4	41,605,515	1.5	0	0.0
資産購入費	2,466,082,071	51.1	0	0.0	329,970,023	2.7	0	0.0	130,724,296	7.2
建設中利子	101,260	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
差引	△ 1,267,237,988		△ 406,545,901		△ 389,564,349		△ 464,657,651		△ 74,674,357	
補てん財源内訳										
消費税資本的収支調整額	2,863,320		2,998,373		12,817,993		1,428,622		1,933,776	
減債積立金	5,600,000		6,300,000		0		0		0	
損益勘定留保資金	1,258,774,668		509,226,056		376,746,356		463,229,029		72,740,581	

49-4 平成14年度から平成18年度までの比較貸借対照表

(単位:円)

科目	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
1 固定資産										
(1)有形固定資産										
イ 土地	2,991,785,765	468.5	2,991,785,765	100.0	2,991,785,765	100.0	2,991,785,765	100.0	2,193,602,591	73.3
ロ 建物	26,811,414,817	86.8	26,811,414,817	100.0	40,096,889,453	149.6	37,219,749,982	92.8	37,762,424,841	101.5
減価償却累計額	△ 2,563,744,978	60.2	△ 3,594,593,018	140.2	△ 4,696,482,405	130.7	△ 4,431,253,080	94.4	△ 5,878,136,752	132.7
ハ 構築物	148,436,918	66.6	148,436,918	100.0	182,541,781	123.0	261,122,921	143.0	340,411,927	130.4
減価償却累計額	△ 58,677,473	68.1	△ 62,455,676	106.4	△ 75,782,173	121.3	△ 63,507,642	83.8	△ 50,732,384	79.9
ニ 器械備品	7,720,799,820	107.8	7,775,454,205	100.7	7,793,620,625	100.2	7,718,931,381	99.0	7,837,126,691	101.5
減価償却累計額	△ 2,722,624,381	138.7	△ 3,482,511,130	127.9	△ 4,321,794,429	124.1	△ 4,993,332,270	115.5	△ 5,689,963,197	114.0
ホ 車輛	8,263,327	100.0	8,263,327	100.0	9,713,327	117.5	9,713,327	100.0	9,713,327	100.0
減価償却累計額	△ 7,850,148	100.0	△ 7,850,148	100.0	△ 7,850,160	100.0	△ 8,111,160	103.3	△ 8,372,160	103.2
ヘ 放射線同位元素	235,000	100.0	235,000	100.0	235,000	100.0	235,000	100.0	235,000	100.0
減価償却累計額	△ 223,250	100.0	△ 223,250	100.0	△ 223,250	100.0	△ 223,250	100.0	△ 223,250	100.0
ト 建設仮勘定	1,856,760,531	131.0	3,987,166,687	214.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
有形固定資産合計	34,184,575,948	84.8	34,575,123,497	101.1	41,972,653,534	121.4	38,705,110,974	92.2	36,516,086,634	94.3
(2)無形固定資産										
イ 電話加入権	3,522,300	100.0	3,522,300	100.0	3,522,300	100.0	3,522,300	100.0	3,522,300	100.0
ロ その他無形固定資産					478,460,845		173,198,112	36.2	202,809,235	117.1
減価償却累計額					△ 210,683,154		0	0.0	0	0.0
無形固定資産合計	3,522,300	100.0	3,522,300	100.0	271,299,991	7702.4	176,720,412	65.1	206,331,535	116.8
(3)投資										
イ 投資有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ロ その他投資	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
投資合計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
固定資産合計	34,188,098,248	84.8	34,578,645,797	101.1	42,243,953,525	122.2	38,881,831,386	92.0	36,722,418,169	94.4
2 流動資産										
(1)現金預金	105,603,156	47.7	2,627,047,583	2,487.7	8,848,531,320	336.8	973,203,175	11.0	1,828,586,268	187.9
(2)未収金	1,879,812,449	78.6	1,917,214,855	102.0	1,723,330,081	89.9	1,943,130,899	112.8	2,426,618,957	124.9
(3)貯蔵品	289,075,255	84.8	257,179,413	89.0	238,640,789	92.8	219,578,386	92.0	213,224,635	97.1
流動資産合計	2,274,490,860	77.0	4,801,441,851	211.1	10,810,502,190	225.2	3,135,912,460	29.0	4,468,429,860	142.5
3 繰延勘定										
(1)控除対象外消費税額	1,259,215,532	94.6	1,209,004,258	96.0	1,509,940,609	124.9	1,347,807,101	89.3	1,177,593,475	87.4
繰延勘定合計	1,259,215,532	94.6	1,209,004,258	96.0	1,509,940,609	124.9	1,347,807,101	89.3	1,177,593,475	87.4
資産合計	37,721,804,640	84.6	40,589,091,906	107.6	54,564,396,324	134.4	43,365,550,947	79.5	42,368,441,504	97.7

49-4 平成14年度から平成18年度までの比較貸借対照表

(単位:円)

科目	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
4 固定負債										
(1)引当金										
イ 退職給与引当金	4,400,000	100.0	4,400,000	100.0	4,400,000	100.0	4,400,000	100.0	4,400,000	100.0
ロ 修繕引当金	26,508,882	100.0	26,508,882	100.0	26,508,882	100.0	26,508,882	100.0	26,508,882	100.0
引当金合計	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0
(2)その他固定負債	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	606,001,024	—
固定負債合計	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	30,908,882	100.0	636,909,906	2060.6
5 流動負債										
(1)未払金	1,009,593,580	124.1	2,754,851,931	272.9	9,296,470,605	337.5	1,256,616,817	13.5	1,500,308,928	119.4
(2)未払費用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(3)その他流動負債	37,479,176	82.2	32,287,767	86.1	32,101,222	99.4	35,014,806	109.1	33,902,848	96.8
流動負債合計	1,047,072,756	121.9	2,787,139,698	266.2	9,328,571,827	334.7	1,291,631,623	13.8	1,534,211,776	118.8
負債合計	1,077,981,538	121.1	2,818,048,580	261.2	9,359,480,709	332.1	1,322,540,505	14.1	2,171,121,682	164.2
6 資本金										
(1)自己資本金	5,354,633,012	108.2	6,398,053,012	119.5	8,092,807,012	126.5	9,133,063,012	112.9	10,077,444,012	110.3
(2)借入資本金										
イ 企業債	34,260,072,843	108.1	35,132,998,833	102.6	42,560,341,837	121.1	42,202,541,928	99.2	41,200,232,827	97.6
資本金合計	39,614,705,855	108.1	41,531,051,845	104.8	50,653,148,849	122.0	51,335,604,940	101.3	51,277,676,839	99.9
7 剰余金										
(1)資本剰余金										
イ 受贈財産評価額	20,726,803	100.0	20,726,803	100.0	22,656,083	109.3	22,656,083	100.0	22,656,083	100.0
ロ 寄附金	16,034,000	100.0	16,034,000	100.0	16,034,000	100.0	16,034,000	100.0	15,034,000	93.8
ハ 国庫補助金	583,287,400	96.9	583,785,400	100.1	854,462,400	146.4	852,208,400	99.7	852,208,400	100.0
資本剰余金合計	620,048,203	96.1	620,546,203	100.1	893,152,483	143.9	890,898,483	99.7	889,898,483	99.9
(2)利益剰余金										
イ 減価積立金	6,300,000	112.5	0	—	0	0.0	0	0.0	0	0.0
ロ 当年度未処分利益剰余金	△ 3,597,231,056	△ 316.6	△ 4,380,554,722	△ 121.8	△ 6,341,385,717	△ 144.8	△ 10,183,492,981	△ 160.6	△ 11,970,255,500	△ 117.5
利益剰余金合計	△ 3,590,931,056	△ 316.9	△ 4,380,554,722	△ 122.0	△ 6,341,385,717	△ 144.8	△ 10,183,492,981	△ 160.6	△ 11,970,255,500	△ 117.5
剰余金合計	△ 2,970,882,853	△ 319.7	△ 3,760,008,519	△ 126.6	△ 5,448,233,234	△ 144.9	△ 9,292,594,498	△ 170.6	△ 11,080,357,017	△ 119.2
8 中間勘定										
(1)本庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(2)病院	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中間勘定合計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
資本合計	36,643,823,002	96.3	37,771,043,326	103.1	45,204,915,615	119.7	42,043,010,442	93.0	40,197,319,822	95.6
負債資本合計	37,721,804,640	96.9	40,589,091,906	107.6	54,564,396,324	134.4	43,365,550,947	79.5	42,368,441,604	97.7

49-5 平成14年度から平成18年度までの比較費用構成

(単位:円)

科目	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 職員給与費										
基本給	2,801,962	16.3	2,815,830	19.6	2,815,643	18.3	2,818,798	15.7	2,800,055	17.0
手当	1,975,534	11.5	2,006,839	14.0	2,067,363	13.4	2,074,325	11.5	2,095,059	12.7
賃金	87,411	0.5	131,051	0.9	143,756	0.9	116,806	0.6	120,682	0.7
報酬	180,463	1.0	146,247	1.0	160,985	1.0	196,369	1.1	189,097	1.2
退職給与金	232,622	1.4	309,656	2.2	127,117	0.8	482,294	2.7	402,403	2.5
法定福利費	886,827	5.2	863,902	6.0	863,635	5.6	871,474	4.8	873,197	5.3
計	6,164,819	35.9	6,273,623	43.8	6,168,499	40.1	6,560,066	36.5	6,480,503	39.4
2 救急事業費	218,817	1.3	196,264	1.4	194,692	1.3	194,459	1.1	191,189	1.2
3 支払利息	486,052	2.8	482,563	3.4	499,794	3.2	603,937	3.4	610,563	3.7
4 減価償却費	1,914,011	11.1	1,918,091	13.4	2,007,428	13.0	2,439,471	13.6	2,383,125	14.5
5 修繕費	37,380	0.2	63,270	0.4	98,486	0.6	77,760	0.4	89,970	0.5
6 委託料	751,060	4.4	901,554	6.3	963,961	6.3	1,180,070	6.6	1,174,862	7.1
7 医療材料費										
薬品費	2,319,832	13.5	2,563,104	17.9	2,409,838	15.6	2,610,046	14.5	2,498,401	15.2
(主な内訳)										
投薬	948,481	5.5	1,099,017	7.7	592,176	3.8	611,382	3.4	606,110	3.7
注射	1,371,351	8.0	1,464,087	10.2	1,496,177	9.7	1,648,938	9.2	1,546,490	9.4
その他医療材料費	1,361,609	7.9	1,360,304	9.5	1,462,037	9.5	1,448,152	8.0	1,443,905	8.8
計	3,681,441	21.4	3,923,408	27.4	3,871,875	25.1	4,058,198	22.6	3,942,306	24.0
8 給食材料費	122,784	0.7	123,981	0.9	121,843	0.8	3,133	0.0	3,229	0.0
9 託児所費	14,969	0.1	14,970	0.1	17,472	0.1	17,239	0.1	16,148	0.1
10 医薬外費用・雑支出	406,270	2.4	432,435	3.0	448,947	2.9	603,372	2.8	509,821	3.1
11 その他	3,391,659	19.7	689	0.0	1,007,950	6.5	2,355,327	13.1	1,058,257	6.4
費用合計	17,189,262	100.0	17,330,748	100.0	15,400,847	100.0	17,993,032	100.0	16,459,973	100.0

49-6 平成14年度から平成18年度までの比較財務分析

区分	年度別	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
自己資本構成比率 (%)		6.3	6.5	4.8	△ 0.4	△ 2.4
固定資産対長期資本比率流動比率 (%)		93.2	83.2	83.3	75.7	70.7
流動比率 (%)		217.2	172.3	115.9	242.8	291.3
総収支比率 (%)		100.0	94.8	87.3	78.6	89.1
医業収支比率 (%)		78.5	84.3	82.5	82.2	84.3
企業債償還元金対減価償却費比率 (%)		31.1	81.0	118.8	53.3	58.8
料金収入に対する比率	企業債償還元金 (%)	5.7	13.9	21.9	13.0	11.8
	企業債利息 (%)	4.6	4.3	4.6	5.1	5.1
	企業債元利償還金 (%)	10.3	18.2	26.4	18.1	16.9
		61.1	57.8	56.3	56.8	56.1
職員給与費 (%)		61.1	57.8	56.3	56.8	56.1
職員1人当たり医業収益 (円)		14,030,387	19,394,218	14,701,910	15,634,309	16,067,903
職員1人当たり有形固定資産 (円)		43,162,343	42,632,705	52,995,775	48,502,645	46,755,553

49-7 平成14年度から平成18年度までの比較経営分析に関する調べ

(単位:円)

区分	年度別	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
病床数(床)	一般病床	607	607	669	669	669	
	結核病床	20	20	20	20	20	
	感染症病床	-	-	2	2	2	
	合計	627	627	691	691	691	
病床利用率	一般病床	77.5	79.6	79.0	79.4	78.1	
	結核病床	22.8	12.2	17.5	9.5	17.3	
	感染症病床	-	-	0.0	0.0	0.0	
	平均	75.8	77.5	77.0	77.1	76.1	
1日平均患者数(人)	入院	475.0	486.0	485.5	530.9	526.1	
	外来	940.0	960.0	941.6	998.9	1,038.6	
	合計	1,415.0	1,446.0	1,427.1	1,529.8	1,564.7	
外来入院患者比率		133.9	132.8	129.1	125.3	132.5	
患者1人1日当たり診療収入(円)	入院	44,161	44,943	43,894	43,852	44,550	
	ア 投薬料	950	953	917	909	922	
	イ 注射料	4,609	4,611	4,634	4,794	5,675	
	ウ 手術処置料	12,807	13,090	13,199	13,230	12,918	
	エ 検査料	2,529	2,640	2,645	2,500	2,158	
	オ X線料	1,599	1,660	1,598	1,493	1,339	
	カ 入院料	19,286	19,546	19,260	19,019	19,440	
	キ 給食料	1,863	1,927	1,969	1,921	1,475	
	ク その他	517	800	1,791	875	623	
	外来	12,232	13,600	13,721	13,766	13,136	
	ア 投薬料	1,978	2,437	1,990	1,875	2,121	
	イ 注射料	1,373	2,092	2,364	2,498	2,808	
	ウ 手術処置料	1,161	1,182	1,099	1,008	971	
	エ 検査料	3,084	3,312	3,271	3,382	2,939	
	オ X線料	1,579	1,741	1,794	1,802	1,565	
	カ 初診料	294	298	301	316	250	
	キ 再診料	-	-	-	-	-	
	ク その他	1,839	1,786	3,133	3,089	2,482	
	患者1人1日当たり費用(円)	薬品費	2,338	3,752	3,342	3,258	3,156
		注射	3,580	3,537	3,685	3,516	3,464
	給食材料費	708	693	688	-	-	
職員1人1日当たり患者数(人)	医師 入院	4.9	5.3	4.7	5.1	5.1	
	医師 外来	9.7	10.5	6.1	9.6	10.0	
	看護職員 入院	1.0	0.9	0.9	1.0	1.0	
	看護職員 外来	1.9	1.8	1.6	1.8	1.9	
職員1人1日当たり医業収入(円)	医師	297,402	365,922	309,720	328,666	330,586	
	看護職員	69,480	62,457	68,967	62,035	63,786	
検査技師1人年間検査収入(千円)		29,655	41,712	34,777	39,713	37,429	
X線技師1人年間X線収入(千円)		37,951	41,551	38,536	40,537	39,751	

49-8 土地・建物・施設の状況

1 土地・建物の状況

土地面積	45,407.72 m ²	建物面積	71,294.436 m ²
(内訳)		(内訳)	
本院	29,300.12 m ²	本院	57,658.110 m ²
職員宿舎	4,387 m ²	立体駐車場	10,912.480 m ²
託児所跡地	1,022.51 m ²	富士見養護	100.570 m ²
駐車場	10,697.13 m ²	職員宿舎	2,623.276 m ²

イ 土地の内訳

所在地	取得年月日	用途	延面積 (m ²)	取得価額 (円)
甲府市飯田三丁目6-54	S44.10.3	病院職員宿舎敷地	3,715.52	27,970,067
" 富士見一丁目1-1	S45.10.15	本院敷地	29,300.12	208,623,304
" 北口三丁目88	S47.10.19	院長宿舎敷地	274.64	4,815,000
" 美咲二丁目388	S47.10.19	副院長宿舎敷地	397.80	5,142,000
" 富士見一丁目1795	S49.12.19	託児所敷地	1,022.51	27,831,261
" 富士見一丁目1245-1	H10.3.31	病院内道水路	0.00	62,687,537
" 飯田二丁目1220-15他	H10.3.31	第4駐車場	2,200.28	301,579,160
" 富士見一丁目1695番7他	H15.3.25	夜勤者用駐車場	324.41	105,907,197
" 富士見一丁目1761番5他	H15.3.19	外来者用駐車場	8,172.44	1,449,097,065
土地合計			45,407.72	2,193,602,591

ロ 建物の内訳

名称	取得年月日	構造	延面積 (m ²)	取得価額 (円)
本院 (1期棟)	H13.6.30	鉄骨鉄筋コンクリート	33,999.310	12,964,914,998
本院 (2期棟)	H17.3.21	鉄骨鉄筋コンクリート	23,219.880	9,219,692,546
本院 (追加分)	H18.3.21	鉄骨鉄筋コンクリート	438.920	194,941,216
立体駐車場	H18.4.30	鉄骨	10,912.48	460,131,706
富士見支庁学校 (区分所有)	H17.3.21	鉄骨鉄筋コンクリート	100.570	29,328,572
(宿舎)			2,623.276	171,628,567
院長宿舎	S45.6.1	鉄筋コンクリート	119.980	3,635,539
副院長宿舎	S45.6.1	鉄筋コンクリート	126.520	4,276,338
医長宿舎A	S45.6.1	鉄筋コンクリート	291.450	8,900,599
" B	S45.6.1	鉄筋コンクリート	305.490	9,228,808
職員宿舎	S44.10.3	鉄筋コンクリート	1,020.740	62,250,850

池田医長宿舎 その他建物及び付属設備	建物計	S54.3.31	鉄筋コンクリート	759,096	83,336,433
屋上庭園植栽 (第1期)	H13.6.30				32,595,219
屋上庭園植栽 (第2期)	H17.3.21				17,796,578
立体駐車場周辺外溝・その他	H18.4.30				42,326,730
駐車場舗装・その他	H18.6.30				65,881,826
ロータリー周辺植栽・その他	H18.3.16				109,005,602
その他構築物					72,806,972
構築物計					340,411,927
建物・構築物合計				71,294,436	38,102,836,768

県立中央病院・県立北病院事業の財務に関する事務及び経営に関する管理
 II 監査結果及び意見 (県立北病院)

1 県立北病院の概要

県立北病院の診療科目は、精神科・神経科であり病床数は昭和41年来300床であったが、現在機能強化完了に伴い200床、デイケア定員も平成14年度70名から平成19年度に120名に増加し、いつでも利用できるようになった。

病院の職員数は159名(正規職員148名、非常勤嘱託1名、臨時職員10名)で運営されている。平成18年度は1日平均外来患者数243名、1日平均入院患者数196名で、平均在院日数は平成5年の227日から平成18年度は96日となっている。このため年間入院患者数も平成12年に391人であったのが、平成18年度は736人となり新規入院患者の受け入れがスムーズに行われ、1年以上の長期在院患者の割合も全体の1/3程度に低下してきている。ここ5年間に退院した160名の長期在院患者の56%は家庭・社会復帰施設などに退院しており、これは医師・看護師の献身的な努力の成果である。

このように県立北病院はここ数年大改革を行い期待される役割・機能を十分果たしている。

決算報告書上の数値は次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
病院事業収益	2,438	2,500	2,462
病院事業費用	2,423	2,505	2,509
当年度利益	+ 10	▲ 5	▲ 47
資 産	4,772	4,977	5,137
負 債	220	226	291
資本金	1,816	1,885	1,965
企業債	2,374	2,510	2,571
剰余金	362	356	310

上記のように県立北病院は、財務数値上も特に問題となるような項目はない。平成18年度は多数の退職者が出たことも赤字の原因となっている。

2 医業未収金の平成19年3月31日の帳簿残高が実際有高より109万円少
 なく計上されているので修正する必要がある。

1. 帳簿上の医業未収金

①医業未収金	(現年分)残高	248,606,716 円
②医業未収金	(過年度分)残高	4,877,685
合 計		<u>253,484,401</u>

2. 医業未収金(現年分) 残高の内訳

①保険者未収金	2月診療分	入院	62,342,781	101,138,491
		外来	<u>38,795,710</u>	

3月診療分

入院	72,255,789	115,624,290
外来	<u>43,368,501</u>	

3月末更正減分

入院	▲ 165,248	
外来	▲ 162,766	▲ 328,014

②患者未収金

入院	31,273,949	問題点1
		← 問題点2

③定期病状報告書手数料

898,000	
<u>248,606,716</u>	

3. 医業未収金(過年度分) 残高の内訳

①患者未収金	4,877,685	問題点3
--------	-----------	------

問題点の1は、医事会計システムで個別に把握している金額は、30,627,477 円であるが帳簿上は、31,273,949 円となっておりここでは646,472 円帳簿上の金額が多くなっている。

問題点2の空欄は、患者未収金について入院部分は計上しているが、外来部分が計上していない。外来部分については、これまで収入があったものだけを収益として計上してきたため、決算上外来の患者未収金が把握されていない。

平成19年3月31日現在の未収金の残高は、464,313円である。今後は毎期末収金に計上すべきものである。

問題点3は、過年度の年度毎、個人別残高明細書によると次のとおりとなっている。

平成11年度分	516,280 円
平成12年度分	774,642
平成13年度分	143,100
平成14年度分	705,679
平成15年度分	600,200
平成16年度分	914,760
平成17年度分	2,502,690
合 計	<u>6,157,351</u>

従って帳簿残高4,877,685円が実際有高6,157,351円より1,279,666円過小計上となっている。

★★結論

	帳簿残高 B	実際有高 A	差額A-B
問題点 1	31,273,949 円	30,627,477 円	▲ 646,472 円
問題点 2	-	464,313	464,313
問題点 3	4,877,685	6,157,351	1,279,666
合 計	36,151,634	37,249,141	1,097,507

医業未収金1,097,507円資産として追加計上すべきである。

3 医業外未収金を平成19年3月に計上し、同じものを入金時に医業外未収金の消し込みを行わず再度その他医業外収益に計上したため2重計上となっているものが3件で53万円あったので平成19年度で修正する必要がある。

平成19年3月分の伝票を調査したところ医業外未収金を計上しているながら現金入金時に未収金の消し込みが行われずその他医業外収益が2重計上されている取引が3件(合計額536,634円)あった。医業外未収金もその分過大に計上されているので平成19年度で以下の修正が必要である。

(借方)	(貸方)
過年度損益修正損	536,634 円 / その他医業外未収金
	536,634 円

4

固定資産（建物）が廃却漏れのため、固定資産台帳に3件記載されている。また、固定資産管理を行うための備品シールが多く貼付されていない。さらに、廃却したことになっている備品が廃却されずに残っていた。その他消防用設備等の点検結果の不良箇所の補修が必要である。

1. 固定資産のうち下記3件の建物について廃却漏れがあった。これらは、すべて現存しないものである。

固定資産番号	所 属	資産の名称	取得年月日	取得価額
9	院長公舎	給排水設備	昭和41年9月30日	98,192
10	院長公舎	電気設備	昭和41年9月30日	179,520
11	院長公舎	網 戸	昭和48年3月31日	47,000

2. 備品について山梨県財務規則第162条において、「備品には、すべて所属名及び品名を金属札、紙札、焼印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならぬ。」と規定され、山梨県物品調達管理システム事務取扱要綱第12条で「備品の表示は備品表示票（第9号様式）により行うものとする。」とあり、下記のものに記載することになっている。一般に備品シールといわれている。

山梨県有備品	
物品番号	
分類番号	
分類名	
品 名	
取得年月日	
所 属	
使用場所	

備品の管理を行うとき、左記備品シールを貼付することになっているが、この備品シールの約半数が貼付されていない。

また、備品シールが貼ってあっても物品番号がないため物の特定が出来ないものもある。従って、すべての備品には備品シールを貼り、すべての要件を記載する必要がある。

3. 臨床化学自動分析装置（取得価額12,440,000円）を平成19年3月31日に廃却したことになっていたが、往査日現在の19年8月27日には廃却されずに残っていた。少なくとも廃却したものの現物は廃却の承認年月日において廃却処理することが必要である。

4. 消防用設備等点検結果において、スプリンクラー設備に次の不良箇所があった（平成18年10月4日現在）ため補修を行う必要がある。

- ① 1階厨房内スプリンクラーヘッド未警戒4ヶ所
- ② 1階厨房冷蔵庫前室スプリンクラーヘッド未警戒1ヶ所
- ③ 1階スプリンクラーヘッドシールド脱落の改善を要す。4ヶ所

5

繰延資産（控除対象外消費税）が、貸借対照表に計上されている金額より442,634円過大計上されているので修正する必要がある。

繰延資産（控除対象外消費税）償却額の推移（北病院作成資料）（単位：円）

取得年度→	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	合計
償却額	1,639,440	A 2,521,946	C 2,478,885	E 1,405,135	G 631,381	I 1,447,128	K 1,142,127	M 683,109	O 3,441,580	Q 13,154,387	28,545,118
償却年度↓											
平成9年度	163,944										
平成10年度	163,944	252,915									
平成11年度	163,944	252,915	193,135								
平成12年度	163,944	252,915	193,135	179,106							
平成13年度	163,944	B 252,915	193,135	179,106	194,440						
平成14年度	163,944	252,915	D 193,135	E 179,106	194,433	95,036					
平成15年度	163,944	252,915	466,900	H 24,734	30,309	194,385	114,212				
平成16年度	163,944	252,915	247,888	140,513	30,314	J 144,712	L 114,212	N 68,310			
平成17年度	163,944	252,915	247,888	140,513	30,314	144,712	114,212	68,310	P 344,158		
平成18年度	163,944	252,915	247,888	140,513	30,314	144,712	114,212	68,310	344,158	R 1,315,438	2,822,404

(注)平成15年度において過年度の修正を一部行っている。

上記を基に繰延資産のあるべき残高を算定すると下記のとおりとなる。

	A-B	C-D	E-F	G-H	I-J	K-L	M-N	O-P	Q-R	合計S
	246,711	496,781	421,544	121,257	723,571	686,279	478,179	2,753,264	11,838,949	17,763,535

合計S 17,763,535円 + 平成18年度発生額 9,049,010円 = 26,812,545円 (あるべき残高)

26,812,545円 (あるべき残高) - 27,255,179円 (貸借対照表残高) = 差額 442,634円

6 住居手当の支給に際し、民間賃貸住宅またはアパート等を借り、継続しているものの賃料の確認は新たな賃貸借契約書で確認する。現状26名の対象者のうち14名は期限が切れているが、新たな賃貸借契約書が提出されていない。早急に提出をしてもらい住居手当が妥当か検討する必要がある。

住居手当は、県の場合次のようになっている。

借家又は借間に居住し、一定額(12,000円)を超える家賃又は間代を支払っている職員	① 家賃・間代 ≤ 23,000円の時 家賃・間代 - 12,000円 ② 家賃・間代 > 23,000円の時 11,000 + $\frac{\text{家賃・間代} - 23,000 \text{円}}{2}$ [最高限度額 27,000円 100円未満の端数は切捨てる。]
--	--

NO	氏名	住居手当		賃貸借契約書の提出の有無
		家賃額	手当額	
1	A	アパート 98,000	27,000	無
2	B	アパート 110,000	27,000	無
3	C	アパート 51,000	25,000	無
4	D	アパート 81,000	27,000	無
5	E	アパート 70,000	27,000	無
6	F	アパート 62,000	27,000	無
7	G	アパート 51,000	25,000	無
8	H	アパート 70,000	27,000	無
9	I	アパート 31,000	15,000	無
10	J	アパート 46,000	22,500	無
11	K	アパート 54,000	26,500	無
12	L	民間賃貸住宅 41,000	20,000	無
13	M	公営住宅 35,300	17,100	無
14	N	公営住宅 62,400	27,000	無

上記のように14名が住居手当を15,000円～27,000円受け取っているが、賃貸借契約書の提出が行われていないため、現状の住居手当が正しく支払われているか不明である。早急に回収し、内容を確認する必要がある。

7 給食業務の委託化により約34百万円の経費の削減が見込まれる他、業務委託によって不要となる業務の削減効果も大きい。

給食業務は現在、栄養職員9名 栄養臨時職員8名で行っており、給食業務にかかわる経費を平成18年度でまとめみると次のとおりである。

1. 総発生費用

(単位：円)

費用	平成18年度実績額	委託化比較資料
1. 材料費	54,541,898	54,541,898
2. 人件費	81,369,030	81,369,030
3. 食器洗浄委託費	7,985,950	7,985,950
4. 害虫駆除委託費	136,710	136,710
5. 燃料費	3,938,445	-
6. 水道光熱費	5,506,640	-
7. 退職給与の1年間の発生額	9,998,517	9,998,517
合計	163,477,190 A	154,032,105 B

給食業務を委託化する場合は設備、水道光熱費は病院で負担するため除いて計算したのが上記Bである。また、退職給与の1年間の発生額999万円は、病院会計で負担することが少ないのであるが、最終的には知事部局等で負担せざるを得ないため、山梨県全体として考えれば含めざるを得ない。

2. 総食数

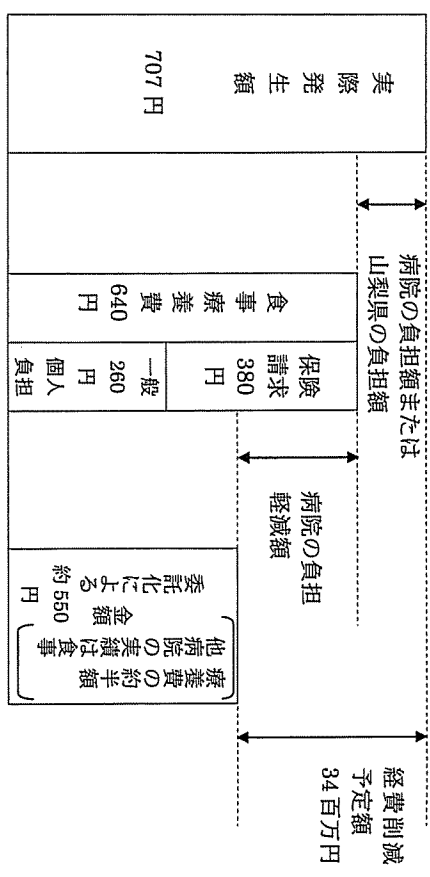
項目	平成18年度実績食数
一般食	169,540食
デザート食	15,546食
特別食	32,529食
合計	217,615食 C

3. 一食当たりの平均単価

A/C = 751円

B/C = 707円

4. 1食あたりの実際発生額、食事療養費、及び委託費用の概要



5. 業務委託によって不要となる業務

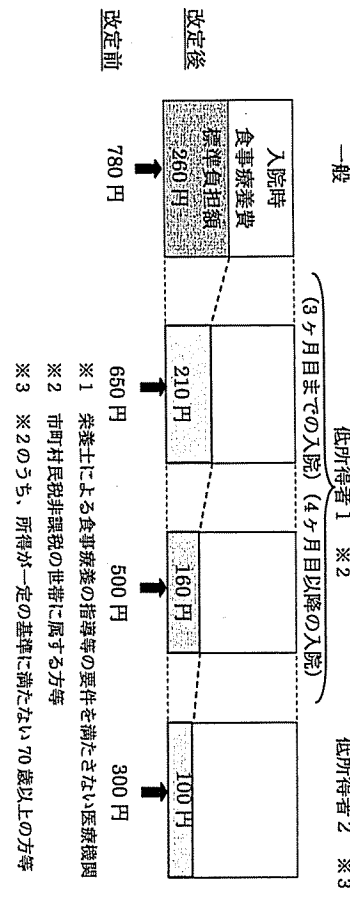
- ① 給食材料についての発注・検収業務、支払業務、保管業務、残飯等の廃棄業務
 - ② 給食業務に携わる職員についての給与、手当等支払業務、福利厚生、旅費・手当等の業務
 - ③ 食器洗浄業務、消耗品や調味料等の補充業務、被服貸与業務等
- (注) 業務委託による新たな業務は入札、委託契約業務、委託費の支払業務である。

6. 入院時食事療養費の平成18年4月1日以降の見直し

入院時の食事に係わる評価
 実際に提供された食数で費用を算定(3食を限度)

本体部分		加算部分		
改定前	改定後	改定前		改定後
(I) 1日 1,920円	1食 640円	特別管理加算	200円 (1日)	廃止 (適時・適温は算定要件)
		選択メニュー加算	50円 (1日)	廃止 (特別メニューとして患者に負担を求めることが出来る。)
		食堂加算	50円 (1日)	1日につき50円
(II) ※1 1日 1,520円	1食 506円	特別食加算	350円	1食につき76円 (濃厚流動食除外)

【患者負担の見直し】



(参考) 入院時食事療養費の標準負担額 (個人負担分) (1食につき)

一般	260円
低所得者 (II) (市町村民税非課税世帯等)	210円
・ 90日目までの入院 (長期該当者)	160円
・ 90日目以降の入院 (長期該当者)	100円
低所得者 I (70歳以上のみ) (高齢福祉年金受給権者)	100円

8 県立北病院では、各種委託契約について県立中央病院との共同発注を検討してみる価値があると思われる。また物品管理業務委託については、県立中央病院と同様外部委託も視野に入れ検討を行うべきである。
 特殊検査業務委託は、県立中央病院と県立北病院は、それぞれ2社による見積り合わせを行っているが、4社による見積り合わせも検討してみる価値があると思われる。

① 各種委託契約は県立中央病院と県立北病院とで重複している内容が多いため、共同発注を行うことで発注業務を合理化することが可能であり、また、価格交渉を有利にすすめることが可能であると思われる。

② 県立中央病院では指名競争入札方式による物品管理業務の外部委託を行っているが、県立北病院では病院内部で行っている。外部委託の検討も行っていない状態であるが、市場化テストと同様に内部での管理原価と外部委託した場合の原価を比較し、外部委託を検討していくことも必要と思われる。

③ 県立中央病院と県立北病院ではそれぞれ2社による見積り合わせ方式で特殊検査業務の外部委託を行っているが、両病院ともに異なる業者を利用している。同一業者が継続的に検査を行うことで検査の信頼性が担保されることであるが、4社による見積り合わせを行うことで価格交渉をより有利にすすめることが可能であると思われる。

9 県立北病院の電気の供給契約を再検討し、電気料の削減に取り組み必要がある。

電気料は電気の使う量がピーク時に多ければ、基本料金は高くなる。従って、ピーク時の電気を量を下げることで電気料金の削減を図ることができる。そのためピーク時の電気を量を減らすには、どこをどのようにすれば良いのか、またコントロールする機械を設置するのかが考えられる。

供給契約の見直しを行い、電気料金の削減を行っているのは山梨県内でもみられ、大手スーパー、大学等が実施済みである。県の施設でも電気料金の削減に取り組み必要があると考える。

(注)県立中央病院においては、電気料金の削減に向け契約電力を検討しており電気設備容量 11,200kw に対して 2,000kw の契約電力で運用している。

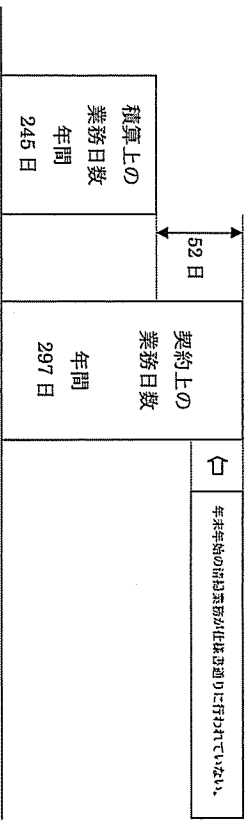
これはソージェネレーションシステム導入に伴う 400kw 常用発電機 2 基と、深夜電力を使用した水蓄熱冷房設備の運用により、夏期・冬期の熱源及び電力を発生させ、昼間の電力ピーク（最大需要電力）を抑制している。

また、現在の契約電力を維持するため、電力監視装置により最大電力が契約電力を超過することのないよう維持管理に努めている。

※参考 過去 1 年間の最大需要電力量 (県立中央病院)

H19年 1月	1,352 kw
2月	1,512 kw
3月	1,424 kw
4月	1,280 kw
5月	1,520 kw
6月	1,768 kw
7月	2,096 kw
8月	1,744 kw
9月	1,840 kw
10月	1,560 kw
11月	1,896 kw
12月	1,456 kw

10 清掃業務委託契約において、予定価格の積算では清掃業務（日常清掃）を土曜日・日曜日・祝祭日を除き年間245日となっているが、清掃業務委託契約書の清掃業務仕様書によると清掃業務（日常清掃）を日曜日・祝祭日を除き年間297日で行っている。業務仕様書の297日で積算すると積算不足額200万円が発生していた。
また、年末年始の清掃業務は契約書の清掃業務仕様書通り行われていない。



予定価格 21,871,500円 契約額 20,034,000円

297日として再計算すると28,871,828円であり、あるべき金額より2,000,328円過小に計上されていた。

労務数量集計表（詳細は省略し、積算額に影響するところだけ記載）

		単位：人	
日常清掃	床の日常清掃計	314,744	294,763
	床以外の日常清掃計	359,268	357,968
	日常巡回清掃計	303,615	303,615
	ごみ収集計	39,866	35,346
定期清掃	建物外部日常清掃計	1,617	1,617
	床等の定期清掃計	1,019,110	—
	床等以外の定期清掃計	252,253	—
定期清掃	建物外部定期清掃計	1,000,488	—
	建物外部定期清掃計	1,286,021	—
労務数量計		2,305,131	993,309

(1) - 297日 / 245日 × 993,309 = 210,82人 (2)

庁舎等清掃業務委託費集計表

病院の積算資料		245日を297日として積算する場合の差52日分の影響額
I 直接人件費 14,291,620円	…A	I 1,307,084円
労務数量 2,305.1人	前①	210.82人 前②
労務単価 6,200円		6,200円
2,305.1 × 6,200円 = A		210.82 × 6,200円 = A [^]
II 直接物品費 857,497円	…B = A × 直接物品費率	II 78,425円
直接物品費率 6%		…B [^] = A [^] × 0.06
14,291,620 × 0.06 = B		1,307,084 × 0.06 = B [^]
III 直接業務費 15,149,117円	…C = A + B	III 1,385,509円
IV 業務管理費 1,514,911円	…D = C × 業務管理費率	IV 138,551円
業務管理費率 10%		…D [^] = C [^] × 0.1
1,514,911 × 0.1 = 151,491.1円		1,385,509 × 0.1 = 138,551円
V 業務原価 16,664,028円	…E = C + D	V 1,524,060円
VI 一般管理費率 4,166,007円	…F = E × 一般管理費率	VI 381,015円
一般管理費率 25%		…F [^] = E [^] × 0.25
4,166,007 × 0.25 = 1,041,501.75円		381,015 × 0.25 = 95,254円
清掃業務費計(E + F) 20,830,035円		52日の影響額(E [^] + F [^]) 1,905,075円
予定価格 20,830,035円 × 1.05 = 21,871,500円		1,905,075 × 1.05 = 2,000,328円

★ 清掃業務仕様書には、清掃業務は次のとおり実施するものとする。

- (1) 日常清掃
 - 日曜日・祝祭日を除き午前8時30分～午後5時までの間に行う。
 - 日曜日・祝祭日の収集処理
- (2) 塵介・残飯の収集処理
 - 日曜日を除き毎日午前8時30分～午後5時までの間に行う。
 - しかし、年末年始の清掃業務は仕様書通りに行われていない。平成19.1.1(月)はごみ処理を行うべきところも行っていない。反対に平成18.12.31(日)は清掃日でないが、日常清掃を行っている。仕様書通り業務を行う必要がある。

11

病院コンピュータシステムにおいて過大積算額が 283 万円発生し、その結果
 予定価格を 180 万円オーバーして契約していた。

値引率 10% を 1% で計算した為、積算額が 31,185,000 円 - 28,350,000 円 =
 2,835,000 円過大となった。その結果、予定価格より 1,806,840 円 (30,156,840
 円契約額 - 28,350,000 円正しい積算額) オーバーした金額で契約していた。

正しい積算額

病院コンピュータシステム積算書

1. 医事会計システム (月額)				
ハードウェア使用料	200,000 円		6 台	
ハードウェア保守料	40,000 円			
回線使用料	60,000 円			
システム使用料	380,000 円			
運行支援費	230,000 円			
消耗品代	60,000 円			
小計	970,000 円	①		
2. 薬品管理システム (月額)				
ハードウェア使用料	90,000 円		1 台	
ハードウェア保守料	50,000 円			
小計	140,000 円	②		
3. 栄養管理システム (月額)				
ハードウェア使用料	90,000 円		1 台	
ハードウェア保守料	50,000 円			
小計	140,000 円	③		
合計 (①+②+③)	1,250,000 円	*	12 月 =	15,000,000 円 ④
値引率 10%	1,500,000 円	(a)		
年額	13,500,000 円	④-(a)		
所要経費	13,500,000 円	×	2 ヵ年 =	27,000,000 円
消費税	1,350,000 円			
合計	28,350,000 円			

病院作成の誤った積算額

病院コンピュータシステム積算書

1. 医事会計システム (月額)				
ハードウェア使用料	200,000 円		6 台	
ハードウェア保守料	40,000 円			
回線使用料	60,000 円			
システム使用料	380,000 円			
運行支援費	230,000 円			
消耗品代	60,000 円			
小計	970,000 円	①		
2. 薬品管理システム (月額)				
ハードウェア使用料	90,000 円		1 台	
ハードウェア保守料	50,000 円			
小計	140,000 円	②		
3. 栄養管理システム (月額)				
ハードウェア使用料	90,000 円		1 台	
ハードウェア保守料	50,000 円			
小計	140,000 円	③		
合計 (①+②+③)	1,250,000 円	*	12 月 =	15,000,000 円 ④
値引率 10%	150,000 円	(a)		
年額	14,850,000 円	④-(a)		
所要経費	14,850,000 円	×	2 ヵ年 =	29,700,000 円
消費税	1,485,000 円			
合計	31,185,000 円			

部分が誤りである。

12
 冷温水ユニット保守・点検業務において過大積算額が7万円発生し、その結果
 果予定価格を4万円オーバーして契約していた。単純な計算ミスにより、積算
 額が1,760,220-1,684,620=75,600円過大となった。その結果、予定価格より
 47,880円(1,732,500契約額-1,684,620円正しい積算額)オーバーした金額
 で契約していた。

正しい積算額

1.	業務名称	冷温水ユニット保守・点検業務	
2.	業務内容	冷温水ユニット(6台)の保守・点検業務及び緊急時対応 年2回総点検 不具合調整 年12回	
3.	算出内訳	点検1回あたり	
	A	@25,000円×3人	× 6台 = 450,000円
	B	@ 3,000円×3人	× 6台 = 54,000円
	C	@15,000円	× 6台 = 90,000円
	計		594,000円
	要点検料金	@ 594,000円	× 2回 = 1,188,000円
	D	@ 40,000円	× 6台 = 240,000円
	E	@ 14,700円	× 12回 = 176,400円
	合計		1,604,400円
4.	算出価格	1,604,400円	(A)
5.	消費税相当額	80,220円	
6.	積算額	1,684,620円	(B)

予定価格(B)	1,684,620	契約担当者 認 印
見積書比較価格(A)	1,604,000	

病院作成の誤った積算資料

1.	業務名称	冷温水ユニット保守・点検業務	
2.	業務内容	冷温水ユニット(6台)の保守・点検業務及び緊急時対応 年2回総点検 不具合調整 年12回	
3.	算出内訳	点検1回あたり	
	A	@25,000円×3人	× 6台 = 486,000円
	B	@ 3,000円×3人	× 6台 = 54,000円
	C	@15,000円	× 6台 = 90,000円
	計		630,000円
	要点検料金	@ 660,000円	× 2回 = 1,260,000円
	D	@ 40,000円	× 6台 = 240,000円
	E	@ 14,700円	× 12回 = 176,400円
	合計		1,676,400円
4.	算出価格	1,676,400円	(A)
5.	消費税相当額	83,820円	
6.	積算額	1,760,220円	(B)

予定価格(B)	1,759,800	契約担当者 認 印
見積書比較価格(A)	1,676,000	

部分が誤った計算 誤った計算で予定価格が計算されている。

13

食器洗浄等業務委託において過大積算額 443 万円発生しているにもかかわらず、入れず、入れずも 3 回不調となった。その後協議随契で認った過大積算額で最終的に契約を行っていた。この結果、予定価格を 443 万円オーバーした金額で契約していた。

正しい積算額

食器洗浄等業務委託積算資料

常駐作業員 1. 6 8 7 5 名(注) (常駐作業員 1. 6 8 7 5 人で積算 9 時 3 0 分～1 9 時まで (6 0 分超過+))

	土日分	10 日	
ア 人件費	A @ 140,300 円 × 1.6875 人	× 12 月 =	2,841,075 ①
B	@ 100,000 円 × 1.6875 人	× 1 月 =	168,750 ②
	小計(①+②)		3,009,825 ③
C	③厚生 × 142.88/1,000	÷ 2 =	215,021 ④
	82/1,000	÷ 2 =	123,402 ⑤
	計(③+④)		3,348,248 ⑥
イ 資材費			2,808,000 ⑦
ウ 諸経費	D ⑤ × 1.2%	=	40,178 ⑧
	合計(⑥+⑦+⑧)		6,196,426
エ 資材費内訳	E @ 2,100 円 × 6 缶/月	× 12 月 =	151,200
F	@ 11,500 円 × 6 缶/月	× 12 月 =	828,000
G	@ 9,000 円 × 4 缶/月	× 12 月 =	432,000
イ 乾燥剤	H @ 29,100 円 × 4 缶/月	× 12 月 =	1,396,800
	小計		2,808,000 ⑨
	消費税		309,821
	合計		6,506,247

実労働超過分	30 時 A	差額
60 分(30 日)		
30 日		
土日 10 日分	8H/日	80 時 B
20 日分	8H/日	110 時 A+B
超過時間入換算	110/160	160 時 C
	0.6875	
	正 A	誤 B
6,196,426 × 3 年分	18,589,278 円	22,817,040 円
正しい積算額	929,463 円	1,140,852 円
3 回不調→協議随契	19,518,741 円	23,957,892 円
合計		4,439,151 円

病院作成の誤った積算資料

食器洗浄等業務委託積算資料

常駐作業員 2. 17 名 (常駐作業員 2. 17 人で積算 9 時 3 0 分～7 時まで (6 0 分超過+))

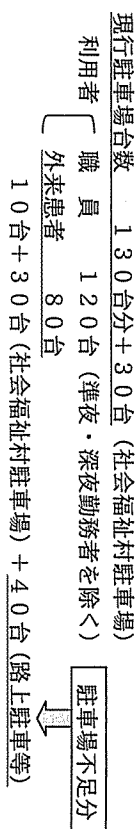
	土日分	10 日	
ア 人件費	A @ 140,300 円 × 2.17	× 12 月 =	3,653,412 ①
B	@ 100,000 円 × 2.17 人	× 1 月 =	217,000 ②
	小計(①+②)		3,870,412 ③
C	③厚生 × 142.88/1,000	÷ 2 =	553,004 ④
	82/1,000	÷ 2 =	317,374 ⑤
	計(③+④)		4,740,790 ⑥
イ 資材費			2,808,000 ⑦
ウ 諸経費	D ⑥ × 0.12%	=	56,889 ⑧
	合計(⑥+⑦+⑧)		7,605,680
エ 資材費内訳	E @ 2,100 円 × 6 缶/月	× 12 月 =	151,200
F	@ 11,500 円 × 6 缶/月	× 12 月 =	828,000
G	@ 9,000 円 × 4 缶/月	× 12 月 =	432,000
イ 乾燥剤	H @ 29,100 円 × 4 缶/月	× 12 月 =	1,396,800
	小計		2,808,000 ⑨
	消費税		380,284
	合計		7,985,964

実労働超過分	80 時 B	差額
60 分(30 日)		
30 日		
土日 10 日分	1.880 時 A+B	1.880 時 A+B
20 日分	1.600 時 C	1.600 時 C
超過時間入換算	1.880/1.600	1.175
	7,605,680 × 3 年分	22,817,040 円
	時間と分を間違える等	1,140,852 円
	誤った積算額	23,957,892 円
	部分がかかりである。	
	合計	

1.4

築後41年経過した遊休施設となっている看護師宿舎を解体し、外来患者数の増大に対処するため、また駐車場で事故が起こらないよう駐車場用地を確保することが必要である。

1. 現状の路上駐車等による駐車場の不足台数、約40台
2. 駐車場の利用状況



外来患者 250名/日

内訳
 バス 80名 (40名×2便)
 徒歩 40名 (あゆみの家、グループホーム等)
 自転車・バイク 30名
 自家用車 100名

※患者100名は一度に外来へ来ないので必要台数を80名として算定。

3. 現状の外来患者数

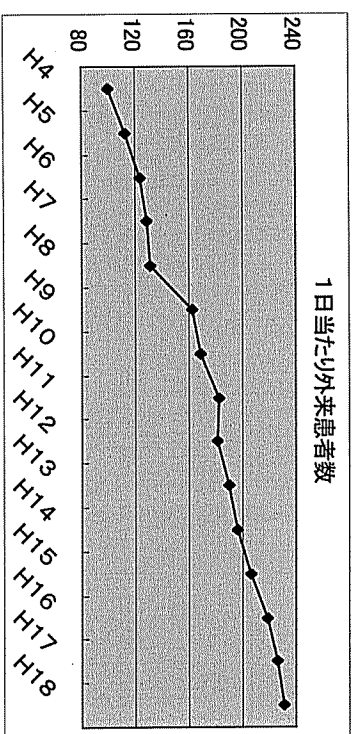
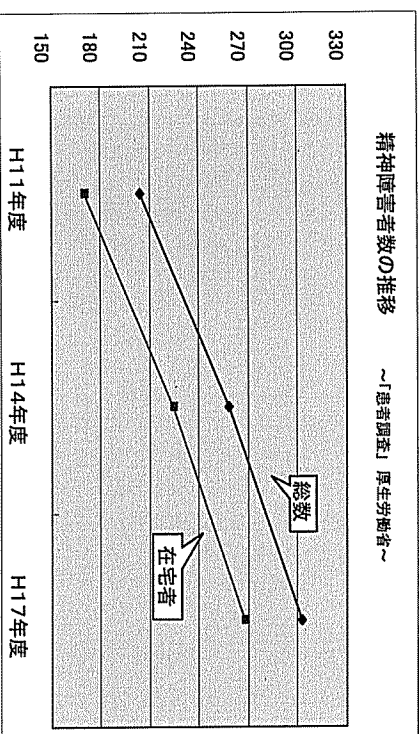
駐車場施工時 (H2年度) 及び現在の状況

	平成2年度	平成18年度	増減
1日当たり外来患者数	89名	243名	+154名

現在の駐車場では、外来患者が少ない日でも10台～20台が定められた場所以外 (通路、歩道、駐輪場) に駐車している。これら違法駐車対策として、施設内の駐車場用地の隣の遊休施設を解体し、駐車場として活用する必要がある。駐車場以外への駐車は、救急自動車を始めとする他の自動車の安全な通行を妨げるとともに、自転車や歩行者の進路や視界を妨げることから非常に危険であり、患者の安全確保の面からも定められた場所へ駐車することが必要であり、駐車場の拡張については早急な対応が必要と考える。

4. 患者数の状況

精神障害者数は年々増加し、全国では平成11年から平成17年までに約100万人増え、総数302.8万人となっている。(「患者調査」厚生労働省) 北病院でも、一日当たりの外来患者数は、平成11年に183人だったものが48人増え、平成18年には231人となり、年間では56,544人となっている。



5. 看護師宿舎

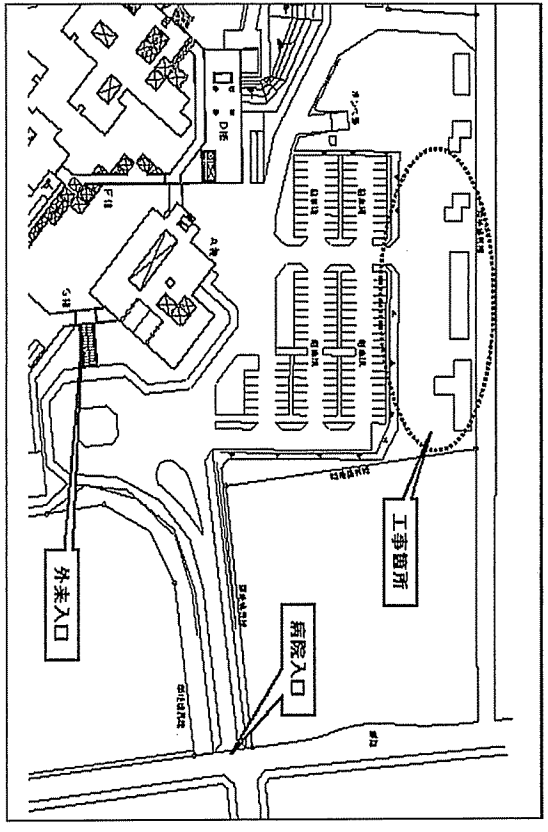
看護師宿舎については、昭和41年に甲府市から韭崎市へ当病院を移転する際に建設された。

当該看護師宿舎は、男性看護師の宿舎として活用されていたが、家用車の普及による通勤状況の改善等により、宿舎としての役割が徐々に薄れ、築後41年経過した現在では、宿舎としてはまったく利用されておらず、有効に活用している状況にはない。

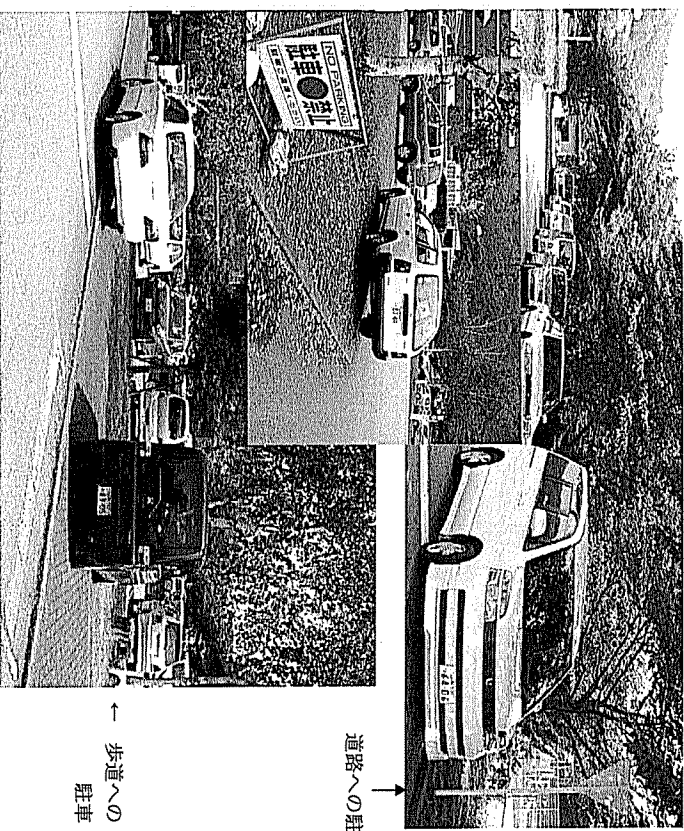
駐車場の拡張を行うに当たって、現在の敷地内で、外来患者の利便性が高く、コスト的にも経費のかからない当該看護師宿舎付近が現在の駐車場と地続きであり、正面玄関までの歩道が確保されていること、また、駐車場への進入路があること、平地であること等から最適と考える。

従って、遊休施設を有効利用し、外来患者用駐車場を確保することが重要である。

<位置図>



← 男子看護師宿舎周辺
(整備箇所)



→ 道路への駐車

← 歩道への
駐車

6. 看護師宿舎の周辺整備

不足する駐車場40台分を確保するためには、看護師宿舎の解体により生じる面積では足りないため、医師宿舎前の立木3本を伐採し、看護師宿舎から医師宿舎までの通路を整備することで新たな用地を確保し、これを加えて50台分(外来患者の将来的な増加分10台を追加)の駐車場として整備することが望まれる。

15 入院患者から預かっている小遣い銭等79百万円の管理について、小遣い銭等管理要綱があるが、要綱どおり運営されていない。現状の要綱が管理上望ましくないとこ
 ろもあるため、要綱の見直しを検討すべきである。
 また、入院患者と病院との間で、小遣い銭等の管理について、約定書を締結すべき
 である。さらに小遣い銭の管理が相当の事務量であるので事務手数料の徴収も検討す
 べきである。

各病院における平成19年2月16日現在の小遣い銭の預り状況は次のとおりである。

病院	人数	通帳残高	現金残高	合計
1 A	20名	-	213,210円	213,210円
2 A	26名	10,792,450円	220,911円	11,013,361円
1 B	43名	53,649,268円	465,862円	54,115,130円
1 C	30名	13,094,400円	309,227円	13,403,627円
社会生活支援科	5名	432,316円	216,650円	648,966円
合計		77,968,434円	1,425,860円	79,394,294円

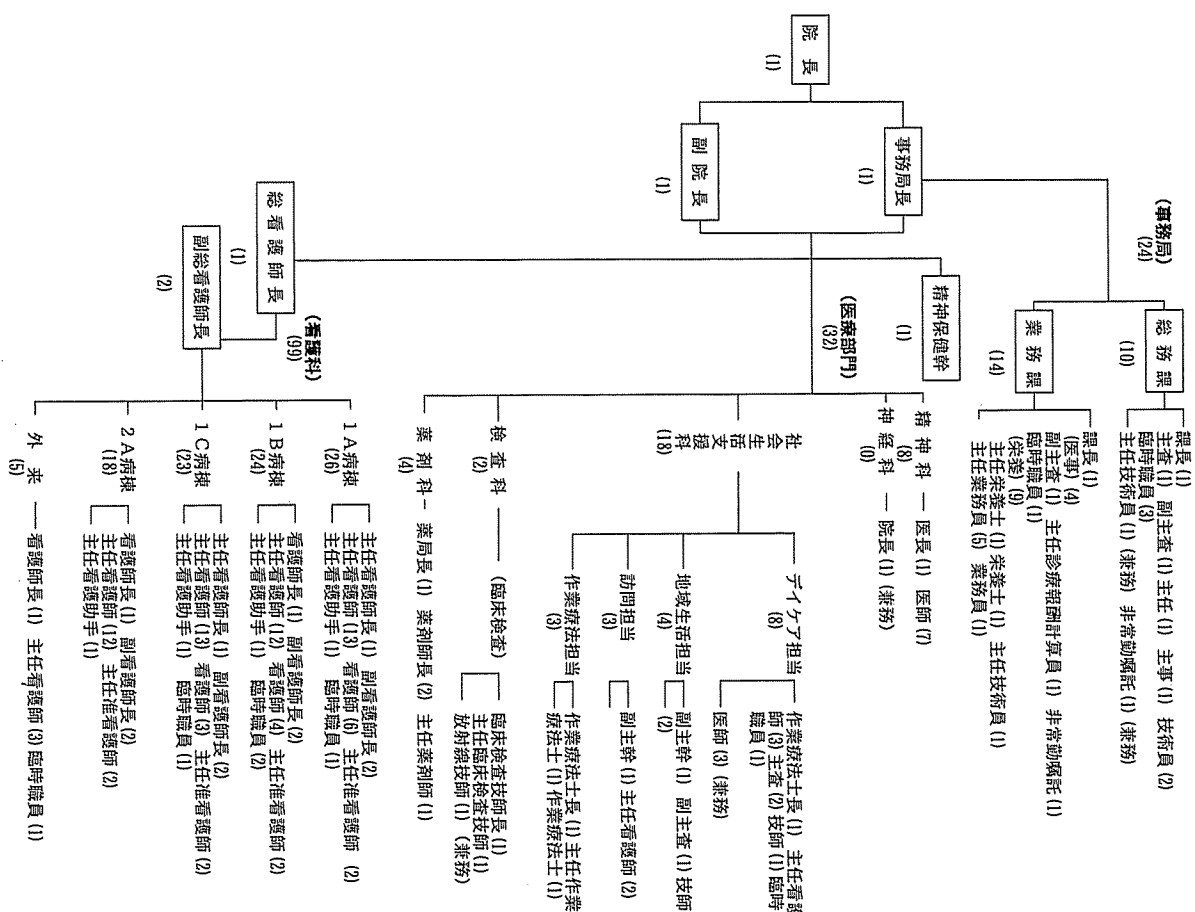
現状、病院として患者さんのキャッシュカードを預り管理していることは行われて
 いない。また、小遣い銭以外で行事参加費等の名目で預っているものもない。また共
 通経費的なもの預り金もない。

小遣い銭を預っている患者さんについては、原則として家族等に四半毎に報告し
 ている。また、家族が患者さんに面会した際に小遣い銭残高を確認しているもの、つ
 まり出納帳に確認のサイン等を徴しているものは報告しない。以上の件については特
 に問題はないが、次の5項目について再検討することが望まれる。

- ① 関係帳簿が要綱に定める保存期間5年を待たずに廃棄されているため内容の
 確認が出来ないものがある。
- ② 入院の際に患者さん等に対して小遣い銭は個人管理が原則であることを説明
 して極力預からないこととしているが、それでも小遣い銭を預る場合もあるの
 で、その時は入院患者と病院との間で、入院患者小遣い銭等の管理について約
 定書をすべて締結すべきである。
- ③ 現状の小遣い銭等管理要綱は、管理の委任、出納管理、帳簿の管理において
 実態と合致しない事務処理があるため、実態に合わせた管理要綱を整備し運用
 すべきである。
 要綱を整備したならば、医事担当・病棟職員への事務処理方法の徹底を図る
 必要がある。
- ④ 現金預金等の払出しの証拠書類を整理し、現金と出納票を合わせる等、相当
 な事務量となっているにもかかわらず、無料でやっている。この件に関しては、
 他の施設では小遣い銭等管理費用として月500円程度徴収しているところが多
 く、事務手数料の徴収も今後検討すべきである。
- ⑤ 小遣い銭とは言え、一人数百万円~1,000万円を超える人もあるため、現金預
 金事故を未然に防止するため、定期的な監査も必要と思われる。

16-1 県立北病院の組織図(平成19年4月1日現在・兼務職員は人数から除く)

職員数合計 159人(正規職員148人、非常勤嘱託1人、臨時職員10)



16-2 平成16年度から平成18年度までの比較損益計算書

(単位:千円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
病 院 事 業 収 入 益	2,438,347	100.6%	2,499,533	102.5%	2,462,023	98.5%
医 院 業 務 収 入 益	1,630,421	101.7%	1,682,307	103.2%	1,742,859	103.6%
人 院 収 入 益	1,112,388	98.4%	1,121,216	100.8%	1,174,593	104.9%
外 来 収 入 益	470,367	110.0%	514,433	109.4%	521,526	101.4%
そ の 他 医 業 収 入 益	47,666	106.1%	46,658	97.9%	46,740	100.2%
医 業 外 収 入 益	807,702	98.7%	817,226	101.2%	718,806	88.0%
他 会 計 補 助 金	76,418	91.7%	83,284	109.0%	77,837	93.5%
補 助 金	1,717	103.5%	1,725	100.5%	2,535	147.0%
負 担 金 交 付 金	725,761	99.6%	727,658	100.3%	628,758	86.4%
そ の 他 医 業 外 収 益	3,806	77.4%	4,559	119.8%	9,676	212.2%
特 別 利 益	224	14.5%	0	-	358	-
過 年 度 損 益 正 益	224	23.5%	0	-	358	-
そ の 他 特 別 利 益	0	-	0	-	0	-
院 事 業 費 用	2,423,293	100.9%	2,505,062	103.4%	2,509,261	100.2%
医 業 費 用	2,243,857	101.0%	2,336,675	104.1%	2,341,904	100.2%
給 与 料	1,530,527	99.8%	1,609,651	105.2%	1,645,390	102.2%
材 料 費	324,626	108.7%	334,238	103.0%	327,681	98.0%
経 費	219,861	100.1%	205,503	93.5%	198,050	96.4%
減 価 償 却 費	163,162	97.9%	179,371	109.9%	163,576	91.2%
研 究 研 修 費	3,697	102.5%	4,710	127.4%	5,849	124.2%
そ の 他 医 業 費 用	1,984	439.9%	3,202	161.4%	1,388	42.4%
医 業 外 費 用	170,477	97.5%	165,754	97.2%	164,036	99.0%
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	141,930	96.5%	136,759	96.4%	134,166	98.1%
繰 延 勘 定 債 却	1,224	92.2%	1,547	126.4%	2,822	182.4%
雑 支 出	27,323	103.4%	27,448	100.5%	27,048	98.5%
特 別 損 失	8,959	188.6%	2,633	29.4%	3,321	126.1%
過 年 度 損 益 正 損 失	8,959	216.0%	2,633	29.4%	3,321	126.1%
そ の 他 特 別 損 失	0	-	0	-	0	-
年 度 利 益	15,054	71.4%	-5,529	-36.7%	-47,238	-854.4%

16-3 平成16年度から平成18年度までの比較資本的収入及び支出

(単位:千円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
資 本 的 収 入	134,389	210.7%	307,323	228.7%	267,197	86.9%
企 業 債 取 扱 金	68,000	-	239,000	351.5%	186,000	77.8%
出 資 金	0	-	0	-	0	-
国 庫 補 助 金	0	-	0	-	0	-
他 会 計 負 担 金	66,389	104.1%	68,323	102.9%	80,697	118.1%
寄 附 金	-	-	-	-	500	-
本 業 的 支 出	172,423	156.6%	380,760	220.8%	317,671	83.4%
企 業 債 償 還 金	99,583	104.1%	102,483	102.9%	125,295	122.3%
施 設 改 良 費	72,840	503.5%	278,277	382.0%	192,376	69.1%
そ の 他 の 資 本 的 支 出	0	-	0	-	0	-

16-4 平成16年度から平成18年度までの比較貸借対照表

(単位:千円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
固 定 資 産	2,614,450	96.3%	2,697,054	103.2%	2,715,413	100.7%
有 形 固 定 資 産	2,614,127	96.3%	2,696,731	103.2%	2,715,090	100.7%
土 地	32,325	100.0%	32,325	100.0%	32,325	100.0%
建 物	4,372,244	100.0%	4,687,979	106.1%	4,802,500	103.5%
減 価 償 却 累 計 額	1,975,903	107.8%	2,111,013	106.8%	2,241,066	106.2%
差	2,396,541	94.4%	2,526,966	105.5%	2,561,434	101.4%
構 築 費	226,276	100.0%	226,276	100.0%	226,276	100.0%
減 価 償 却 累 計 額	161,872	107.2%	172,759	106.7%	183,599	106.3%
差	64,404	85.5%	53,517	83.1%	42,677	79.7%
器 械 備 品	181,115	95.0%	195,376	107.9%	188,663	96.6%
減 価 償 却 累 計 額	101,830	79.0%	115,621	113.5%	114,358	98.9%
差	79,285	198.3%	79,755	100.6%	74,305	93.2%
車	28,928	104.6%	29,766	102.9%	29,923	100.5%
減 価 償 却 累 計 額	24,795	107.2%	25,598	103.2%	25,574	99.9%
差	4,133	91.4%	4,168	100.8%	4,349	104.3%
建 設 仮 勘 定	37,639	-	0	-	0	-
無 形 固 定 資 産	323	100.0%	323	100.0%	323	100.0%
電 話 加 入 権	323	100.0%	323	100.0%	323	100.0%
流 動 資 産	2,148,974	108.7%	2,259,821	105.2%	2,395,065	106.0%
現 金 預 金	1,906,051	111.3%	1,994,643	104.6%	2,136,168	107.1%
未 収 金	389,291	91.6%	262,727	67.5%	254,367	98.8%
貯 蓄 金	3,632	193.4%	2,451	67.5%	4,530	184.8%
繰 延 勘 定	9,422	130.8%	21,029	223.2%	27,255	129.6%
控 除 対 象 外 消 費 税	9,422	130.8%	21,029	223.2%	27,255	129.6%
資 産 合 計	4,772,846	101.6%	4,977,904	104.3%	5,137,733	103.2%
固 定 負 債	2,200	100.0%	2,200	100.0%	2,200	100.0%
引 当 金	2,200	100.0%	2,200	100.0%	2,200	100.0%
退 職 給 与 引 当 金	694	100.0%	694	100.0%	694	100.0%
修 繕 引 当 金	1,506	100.0%	1,506	100.0%	1,506	100.0%
流 動 負 債	218,266	113.2%	224,013	102.6%	289,178	129.1%
未 払 金	218,235	113.2%	223,962	102.6%	289,126	129.1%
そ の 他 流 動 負 債	31	43.1%	51	164.5%	52	102.0%
負 債 合 計	220,466	113.1%	226,213	102.6%	291,378	128.9%
資 本 金	4,190,258	100.8%	4,395,098	104.9%	4,536,499	103.2%
自 己 資 本 金	1,816,557	103.8%	1,884,880	103.8%	1,965,577	104.3%
借 入 資 本 金	2,373,701	98.7%	2,510,218	105.8%	2,570,922	102.4%
利 子 債 券	2,373,701	98.7%	2,510,218	105.8%	2,570,922	102.4%
余 剰 金	362,122	104.3%	356,593	98.5%	309,856	86.9%
資 本 剰 余 金	446,938	100.0%	446,938	100.0%	447,438	100.1%
受 贈 財 産 評 価 額	27,677	100.0%	27,677	100.0%	27,677	100.0%
寄 附 金	-	-	-	-	500	-
国 庫 補 助 金	419,261	100.0%	419,261	100.0%	419,261	100.0%
利 益 剰 余 金	-84,816	117.8%	-90,345	106.5%	-137,582	152.3%
減 価 償 却 金	0	-	0	-	0	-
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	-84,816	117.8%	-90,345	106.5%	-137,582	152.3%
負 債 合 計・資 本 合 計	4,772,846	101.6%	4,977,904	104.3%	5,137,733	103.2%

第4 第2の事件

人件費等に関する事務執行について

1 監査結果及び意見

1 地方公務員法の一部改正、知事部局・企業局等の人事評価制度（業績評価・能力評価、教育委員会の勤務評価制度及び能力向上型の教職員の評価制度、さらに山梨県の人事評価制度の現状と今後の対応状況について検討した。人事評価制度の過渡期であるものの、各任命権者毎の温度差は相当あるが、人事評価制度の趣旨を踏まえ、山梨県全体としてバランスのとれた対応が望まれる。

1-1

地方公務員法の一部改正

地方公務員法改正案は、平成19年5月29日に国会に提出され、現在衆議院で審議中である。
 国家公務員法改正案については、既に可決成立、公布済であり、公布の日（平成19年7月6日）から2年以内に施行される。

能力及び実績に基づく人事管理

(1) 能力本位の任用制度の確立
 ① 任用（採用、昇任、降任及び転任）の定義の明確化。（第15条の2第1項関係）

1項関係）

- ② 職員の任用は、職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。（第15条関係）
 - ③ 任命権者が職制上の段階の標準的な職と、その職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として標準職務遂行能力を定める。（第15条の2第1項、第2項関係）
 - ④ 職階制は廃止。（第23条関係）
- (2) 新たな人事評価制度の構築

① 職員の人事評価

「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義。（第6条第1項関係）

- ② 職員の人事評価は、公正に行わなければならないこととする。（第23条第1項関係）
- ③ 任命権者が人事評価の基準及び方法に関する事項等を定める。（第23条の2第2項関係）

(3) 分限制度

① 分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実」に照らし、勤務実績がよくない場合」に改め、明確化する。（第28条第1項第1号関係）

※ その他

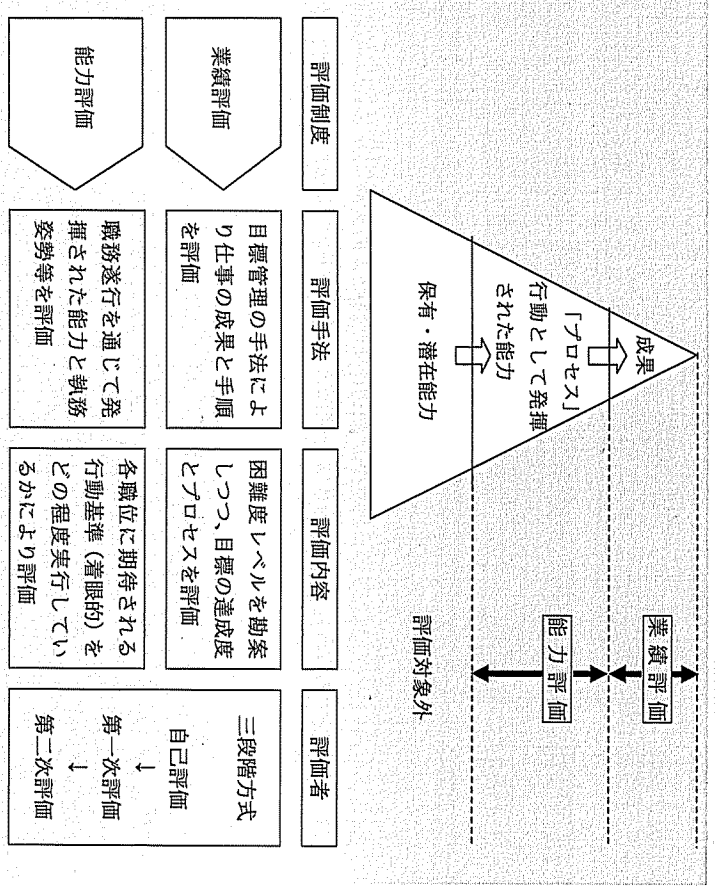
職務給原則を徹底するため、給与に関する条例に「等級別基準職務表」を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表。（第25条第3項関係、第58条の3第1項関係）

1-2 知事部局・企業局等の人事評価制度

平成18年4月から管理職について本格実施
 勤勉手当の成績率への反映は19年6月に実行
 但し、成績率の影響は1/100である。
 一般職については19年度から試行期間とされている。

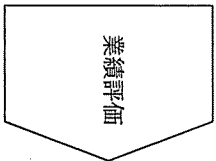
(1) 業績評価と能力評価（業績評価は勤勉手当の成績率に反映され、能力評価は、昇給の号給数に反映される。）

- ① 評価は、業績評価と能力評価の2種類の手法で行われる。
- ② 業績評価は、一年間の仕事の成果を「目標による管理」の手法で評価し、目標の達成状況によって、良い年もあれば悪い年もあるという性格のものである。
- ③ 能力評価は、職務遂行を通じて発揮された能力を判定するものであり、仕事への取組姿勢や総合的な能力などを客観的に評価するものである。
- ④ 両者は必ずしも連動するものではない。例えば、「能力評価は高かったが、目標の達成度が低かったため業績評価は低い」ということはあり得る。



1-3

業績評価の概要



- ① 一年間の仕事の成果を「目標管理」の手法で評価
- ② 第一次評価、評価者が目標ごとに5段階評価
→ 総合ポイント算出
- ③ 第一次評価結果をもとに、部局長等が総合的に評価
→ 9段階の絶対評価
- ④ 評価期間は4月1日～3月31日 評価基準日 1月1日

評価ランク	貢献度	定義
S	貢献度が著しく高い	部門業績向上への貢献度が著しく高い
A+	貢献度は高い	Sランクには達しないがAランクよりも高い評価 期待を上回り部門への貢献度が高い
B+	貢献度は標準	Aランクには達しないがBランクよりもやや高い評価 部門平均レベルの貢献度
C+	貢献度は低い	Bランクには達しないがCランクよりもやや高い評価 期待を下回り部門への貢献度は低い
D+	貢献度は著しく低い	Cランクには達しないがDランクよりもやや高い評価 管理職として期待される貢献をほとんど果たせていない
D	貢献度は著しく低い	

(注) 本人には原則として開示する。

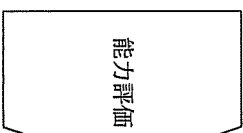
- ★ 人事評価の結果は絶対評価である。(評価ランクごとの分布率はない)
- ★ 勤怠手当の成績率算定への反映には相対化が必要である。

※評価結果の相対化

人事評価の最終評価者は部局長であり、評価のバランス調整は部局を単位として行われる。
評価結果の相対化についても、部局を単位として実施している。

1-4

能力評価の概要



- ① 職務遂行を通して発揮される能力を評価
- ② 第一次評価、評価者が30の着眼点を各5段階の評価
→ 総合ポイント算出
- ③ 第一次評価結果をもとに、部局長等が総合的に評価
→ 9段階の絶対評価
- ④ 評価期間 平成19年度は4月1日～9月30日であるが、平成20年度は通年に改正する。

評価ランク	定義
S	坂群 同等級職員内で傑出しており、どの役割・部局でも通用する
A+	Sランクには達しないがAランクよりも高い評価
A	より難度の高い役割でも通用する
B+	Aランクには達しないがBランクよりもやや高い評価
B	全庁的に見て標準的職員である
C+	Bランクには達しないがCランクよりもやや高い評価
C	全庁的標準レベルにやや劣るか現職務の遂行に大きな支障はない
D+	Cランクには達しないがDランクよりもやや高い評価
D	劣る 一層の努力を要し、役割や部局が限定される

(注) 本人には原則として開示する

- ★ 人事評価の結果は絶対評価である。(評価ランクごとの分布率はない)
- ★ 昇給への反映には相対化が必要である。

1-5 勤務評定制度について <教育委員会>

勤務評定制度の概要と趣旨

・ 異費負担教職員（市町村立学校の教職員）の勤務評定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条により市町村教育委員会が行うものとする」とされている。
 本県においては、山梨県立公立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年山梨県教育委員会規則第7号）により、昭和33年より勤務評定が実施されている。また、山梨県立学校職員及び山梨県市町村立学校職員の勤務評定実施要綱において、勤務評定制度の趣旨は次のように定められている。

1 趣 旨

勤務評定は職員の職務及び勤務について、現在の状況を的確に把握し、人事管理を公正かつ合理的に行い、これに応ずる研修、指導ならびに適正配置を行う資料を得るものである。
 この実施によって職員の職務及び勤務に対する意欲と熱意を高揚し、ひいては本県教育水準の向上を図らんとするものである。

(1) 勤務評定結果の活用

・ 教職員の適正配置（昇任・人事）や推薦研修の人选等の参考としている。

(2) 勤務評定の内容について

・ 勤務成績 ・ 適性能力 ・ 特記事項を総合して具体的に記入

極めて優秀	A
優 秀	B
良	C
努力を要する	D

- ・ D評定された者については、管理主事が校長に対して指導助言を行い、勤務改善を行うように指導している。校長は具体的に教当者に対して指導を行い、早期の改善に努力するようにしている。
- ・ D評定された者は、個人によって程度に差があり、校長等の指導により改善が可能な者もいれば、改善されない者もいる。
- ・ 特に①生徒指導ができない②人間関係がつかれない③学級経営ができない

④勤務態度が悪いと認められる教員は「指導力不足教員として認定し、改善研修を義務づけている。

(3) 昇給との関連について
 勤務評定制度は(1)の項で述べたように、教職員の適正配置や研修等の人选の活用を目的としており、本来、昇給に反映できるような設計にはなっていない。

しかしながら、D評定者の中には、指導力不足教員など非常に勤務成績が悪い者も含まれている。こうした教職員については昇給させないことが妥当であると考えている。

山梨県「教職員の評価制度」の概要 (教職員の能力向上型の評価制度)

1	評価の名称	教職員の評価制度
2	評価の概要	教職員の能力向上型の評価制度。具体的な自己目標を基にした自己評価と、評価者(校長・教頭)による評価からなる。評価項目は、能力・業績・意欲の3項目からなる。 評価者は、教職員と面接を通して目標を立てさせ、指導もしながら職務に当たらせ、その成果の意思疎通を図りながら把握することを繰り返すなかで、教職員としての資質の向上や能力の開発と学校組織の活性化を図る。
3	開始年度	平成 17 年度 小学校・中学校・県立学校のモデル校(17校)で実行。 平成 18 年度 教員長・全管理職への研修。 平成 19 年度 全ての公立学校で実行。 教員長・全管理職への研修。 教職員への研修。
4	評価の対象	平成 19 年度 全ての公立学校で実施。 県費負担教職員全員及び県立学校教員
5	評価の期間	1 年度間 4 月から翌年 3 月まで (18 年度は、実行として実施)
6	評価方法・評価項目	自己評価…年度末に自己目標の達成状況や1年間の取組状況を自己評価する 1次評価…年度初めに設定した「自己観察書の具体的な目標」への取り組み状況や達成状況を、指導員言談録を参考にして、年度末に職務分類ごとに評価する。 2次評価…評価期間を通して「職務を遂行する上での通常必要な水準(行動例)」を標準的な評価段階と考え、1次評価者が把握した評価対象者の職務遂行状況や評価者の自己評価も評価に加味し、それらを総合して、評価項目ごとに評価を行う。
7	評価者	1次評価は教頭または校長、2次評価は校長または教員長とする。
8	職務分類	教職員の職務の特性を踏まえ、職種別に「職務分類」を定め、職務分類ごとに自己目標の設定、本人の自己評価と評価者による評価を行う。
9	評価ランク	自己評価(3段階評価) A — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を上回っている。 B — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を満たしている。 C — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を満たしていない。 D — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に満たしていない。 評価者評価(5段階評価) S — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。 A — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を上回っている。 B — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を満たしている。 C — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を満たしていない。 D — 職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に満たしていない。
10	評価結果の活用	教職員の資質の向上や能力の開発、意欲の向上を図り、また、職務の活性化を図る評価制度を確立するなかで、能力と実績に応じた公正な処遇を研究していく。
11	開示	原則として開示する。
12	苦情処理への対応	評価者と被評価者の評価結果が一致せず、被評価者が納得しない場合には、異議の申し立てが保障される制度を、今後研究していく。(注)

(注) 平成 18 年度、平成 19 年度と教職員の人事評価に関する研究委員会が 5 回開催された。この中で評価制度の苦情処理要綱も大詰めの際である。

各任命権者毎の人事評価後の「勤勉手当の成績率」への反映状況

	勤勉手当の成績率 (平成 19 年 6 月期)		
	成績区分	一般職員	特定幹部職員以外の管理職
知事部局等	管理職のみ人事評価を行い、19/6 から期末勤勉手当に 1/100 差をつけた。 業績評価は 9 段階の絶対評価を行い、勤勉手当の成績率への反映では相対化を行った。	72.5	73 72.5 72 92
教育委員会	学校職員については一律同じ率で、成績率の差はまったくない。他の職員は知事部局と同じ。	72.5	知事部局と同じ
企業局	知事部局と同じ	知事部局と同じ	知事部局と同じ
警察本部	極めて優秀である	96	116
	特に優秀である	91	111
	優秀である	81	101
	良好である(標準成績割合)	71	91
	良好でない	71 未満	91 未満

人事評価制度は過渡期であるものの上記のように、各任命権者毎の温度差は相当ある。人事評価制度の趣旨を踏まえて山梨県全体としてバランスのとれた対応が望まれる。

1-8 山梨県の人事評価制度の現状と今後の対応状況

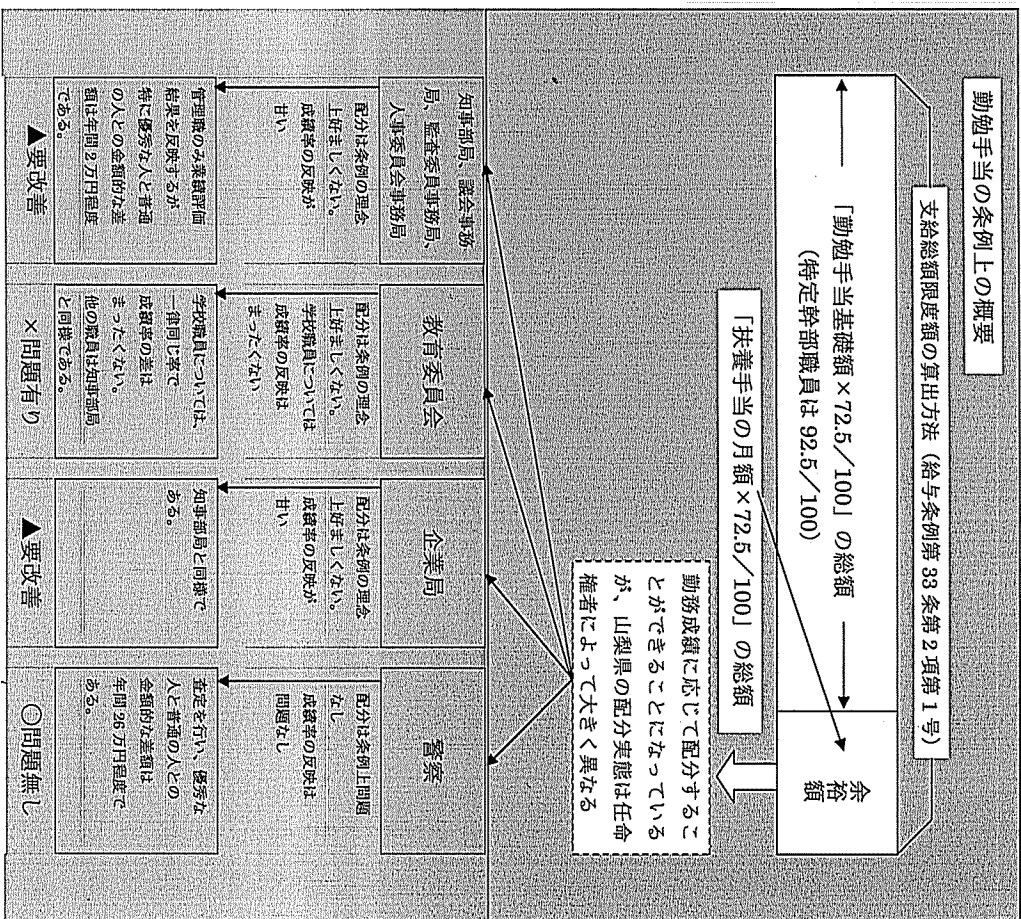
地方公務員法改正案は現在国会で審議中。

可決成立した場合、人事評価制度に関する規定は公布の日から2年以内に施行。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
知事部局等	<p>管理職 能力評価 4 9 1 昇給</p> <p>業績評価</p> <p>勤奨手当(72.5%)</p> <p>一般職 能力評価 4 9 1 昇給</p> <p>業績評価</p> <p>勤奨手当(72.5%)</p> <p>一般職員(全職員試行) 能力評価 9 1 業績評価 9 3</p>	<p>管理職 能力評価 4 9 1 昇給</p> <p>業績評価</p> <p>勤奨手当(72.5%)</p> <p>一般職 能力評価 4 9 1 昇給</p> <p>業績評価</p> <p>勤奨手当(72.5%)</p> <p>一般職員(全職員試行) 能力評価 9 1 業績評価 9 3</p>	<p>能力評価結果を昇給に反映</p> <p>業績評価結果を勤奨手当に反映</p>	<p>地方公務員法の改正案において、人事評価は任用、給与等の人事管理の基礎と位置付けられている。 改正法の施行(公布後2年以内)を勘案し、制度の本格実施に向けた取組みを行う。</p>		
教育委員会全教職員の評価制度	<p>全校試行</p> <p>職員の実質向上、学校組織活性化が主な目的</p> <p>成績率一律72.5%</p>	<p>全校実施</p> <p>地方公務員法の改正案において、人事評価は任用、給与等の人事管理の基礎と位置付けられている。 改正法の施行(公布後2年以内)を勘案し、制度の本格実施に向けた取組みを行う。</p>				
企業局	<p>知事部局と同じ</p>					
警察本部	<p>勤務評定制도를 実施</p> <p>一般職員の勤奨手当(71%~96%)</p>					

2

警察を除き人事評価制度が完成していないため、条例・規則の理念と相当乖離した勤奨手当の支給が行われている。
影響額は知事部局59百万円、教育委員会98百万円、企業局2百万円となっている。
人事評価した結果を条例・規則に準拠して勤奨手当を支給すべきである。このため、人事評価制度の確立及び運用が必要不可欠であり、勤奨手当にしっかりと反映することが条例・規則上要求されている。



山梨県職員給与条例第 33 条 勤勉手当

第 1 項

勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日に属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。

第 2 項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

1. 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、72.5/100 (特定幹部職員にあっては、92.5/100) を乗じて得た額の総額

前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

期末手当及び勤勉手当に関する規則 (山梨県人事委員会規則第 22 号)

第 10 条 勤勉手当の期間率

期間率は、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第二に定める割合とする。

第 13 条の勤勉手当の成績率

職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者が、その所属の職員給与条例第三十三条第一項、学校職員給与条例第二十二條の四第一項及び警察職員給与条例第三十一條第一項の職員が著しく少救であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

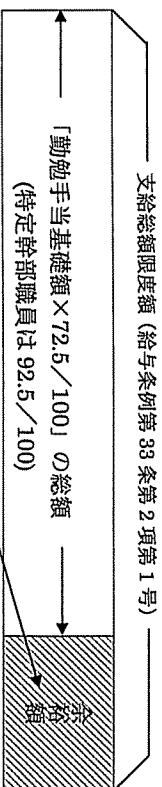
- 一 勤務成績が特に優秀な職員 百分の八十六以上百分の百四十五以下 (第四条の二に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。) にあっては、百分の百一十以上百分の百八十五以下)
- 二 勤務成績が優秀な職員 百分の七十八・五以上百分の八十六未満 (特定幹部職員にあっては、百分の百一十以上百分の百一十未満)
- 三 勤務成績が良好な職員 百分の七十一 (特定幹部職員にあっては、百分の九十一)
- 四 勤務成績が良好でない職員 百分の七十一未満 (特定幹部職員にあっては、百分の九十一未満)

改正附則 (中略)

附 則 (平成一八年人委規則第六号)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 勤務成績が良好な職員の勤勉手当の成績率について、この規則による改正後の規則第十三条第一項第三号に定める成績率によることが著しく困難であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

★ 問題点の所在



「扶養手当の月額×72.5/100」の総額

- 勤勉手当基礎額 (給与条例第 33 条第 3 項及び第 4 項)
= 給料の月額 + 地域手当の額 + 職務段階別加算額 + 管理職加算額
- 勤勉手当の支給額 (給与条例第 33 条) = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率
- 実際の運用 (支給額) = (勤勉手当基礎額 + 扶養手当の月額) × 成績率 × 期間率

給与条例に定める勤勉手当の支給総額限度額の計算には、扶養手当の月額が含まれている。これは、勤務成績に応じて支給することができる分として、本来、成績率に反映することを想定している。しかし、評価制度が確立していないことから、実際の運用上は、基礎額に扶養手当分を加える算出方法により支給していることが問題である。

勤勉手当は期末手当と異なって、「職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を基礎として支給される。期末手当の場合に、職員が受けるべき給料の月額、扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額が基礎とされるのに対して、勤勉手当の場合に、扶養手当の月額が基礎とされないのは、勤勉手当がその者の勤務成績に応じて支給される手当であることとの関係から、勤務と直接関係ない扶養手当までを基礎とすることは適当でないとの考慮に基づくものである。この結果、配分の枠としては余裕を有していることになり、余裕分を各職員の勤務成績に応じて配分することができることとなっている。

この余裕分について、具体的にどのように配分するかは、基本的には人事権のある任命権者の裁量の問題であるが、条例の理念を勘案して全ての職員に人事評価制度を導入し、評価結果に基づいた勤勉手当の支給を実施することが必要である。

★ 人事委員会事務局の見解

当委員会としては、支出自体について違法性はないと判断している。ただし、各職員への分配方法については条例の理念から好ましくないものと考えている。余裕分を具体的にどのように配分するかは任命権の裁量の問題である。ただ一律に扶養手当を勤労手当の算定基礎とすることは、条例の理念から好ましくないものであり、改善されるべきものである。しかし、既に支給済みの勤労手当については、支給総額の範囲内である限り過払いには該当せず配分の適否の問題であると認識している。

★ 総務部 人事課の見解

勤労手当は、勤務成績により支給する前提があるものの、今までは業績評価の方法が確立されておらず、成績上位者の判定が困難であったことから、勤労手当の支給総額限度額の算定方法に準じて支給額を決定してきたところである。管理職の勤労手当の成績率は、業績評価の結果を基礎データとして決定することとしており、平成19年6月期の勤労手当から反映を始めています。制度実施初年度であることを勘案し、成績率は暫定的に成績区分間の格差を緩和した運用を行っていています。一般職員の人事評価制度については、全職員を対象に制度の試行を行っている。現在、衆議院において地方公務員法の改正案が審議されている。法律案では、新たな人事評価制度の構築により職員の勤務成績の評価を行い、その結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用することとしている。一般職員についても、人事評価制度の本格実施に向けた取組みを進めていく。

★ 教育委員会 福利給与課の見解

勤労手当については、従前より「成績率」という概念があり、一定の範囲内で任命権者が、勤務成績によりこれを定め、支給することとなっていた。平成18年度の給与構造改革後は、さらにこの規定を明確に打ち出している。しかし、これまでは職員の評価制度が確立していなかったため、成績上位者を判定することができない状況であり、条例の「支給総額限度額の算定方法」を準用して、各職員の支給額を決定していた。

★ 企業局は、総務部人事課の見解と同様である。

3

給料における昇給の号給数の合計確認は、山梨県職員の給与に関する規則及び人事委員会通知によると任命権者ごとに行うことになっている。

また、任命権者ごとに昇給の総号給数を確認すると、一部の任命権者のところで限度号給数を18号超えていた。(これは任命権者間において、号給数の貸し借りが実質的に発生していることになる。)

但し、山梨県職員の給与に関する規則の原則により難しい場合の措置として「第29条の5で原則によることだが、著しく不相当であると認められる場合には人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる」とされており、知事部局、(警察本部<公安職を除く>、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を含む。)を一括して昇給の号給数の報告を行っている。しかし、この人事委員会の承認を文書で確認することができなかった。

山梨県職員の給与に関する規則 第23条の5第8項において次のように規定されている。

一昇給日において、第1項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は任命権者の定員、第4項人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

「昇給の号給数の合計について」は、平成18年12月11日梨人委834号通知の第2昇給の号給数の合計に次のように取り扱うよう規定されている。

1. 職員給与規則第23条の5第8項の任命権者ごとに人事委員会の定める特定職員の昇給の号給数の合計は、次により算出した号給数とする。……。

2. 改定規則附則第13項の任命権者ごとに人事委員会の定めによる一般職員の昇給の号給数の合計は、次により算出した号給数とする。……。

山梨県の場合、任命権者ごととはどういうことかという点、次のようになる。

任命権者	職員等
地方公共団体の長 (山梨県知事)	知事部局の職員、副知事、会計管理者等
人事委員会	人事委員会事務局の職員
代表監査委員	監査委員事務局の職員
議会の議長	議会事務局の職員
警察本部長	警察本部の職員
教育委員会	教育委員会事務局の職員
公営企業管理者	管理者の補助職員

昇給の号給数の実施状況ということで山梨県人事委員会委員長へ提出しているもの(実際の運用状況)は次のとおりである。

任命権者	職員
地方公共団体の長 (山梨県知事)	⇒ 知事部局の職員等 人事委員会事務局の職員 監査委員事務局の職員 議会事務局の職員 ★警察本部(公安職を除く)の職員

警察本部長	⇒	警察本部(公安職)の職員
教育委員会	⇒	教育委員会事務局の職員
公営企業管理者	⇒	管理者の補助職員

問題点は

1. 任命権者ごとに昇給の号給数の報告が行われていないこと
2. 警察本部(公安職を除く)の職員の昇給の号給数について、山梨県知事から報告が行われていること。
3. 警察本部の公安職を除く職員については昇給の号給数が18号給超過していたこと。

上記について、任命権者毎にすることが著しく不相当であると認められる場合は、人事委員会の承認を得て別段の取扱いができることとされているが、その承認が確認できなかった。

★警察本部(公安職を除く)の職員で平成19年1月1日昇給の実施号給数の合計は、472号給であるが、上記人事委員会834号通知第2の規定により算出した昇給限度号給数は、454号給である。このため任命権者別には18号給超過しているので、18号給については減らす必要があった。
この点について、知事部局の人事担当は、任命権者の違う知事部局と警察本部の一部とを合算して昇給限度内である旨の報告を行っていた。

★昇給の号給数を任命権者ごとに行うことの実務上の煩雑性
基本的には知事部局の人事課において、知事部局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、警察本部(公安職を除く)、企業局と知事部局との交流職員の行政職全部の給与管理を行っている。
このような状況から考察するに任命権者ごとに対応するよう規則・通知がなっているが、まとめて行った方が合理的とも考えられる。

山梨県職員の給与に関する規則第23条の5第8項の規定については、同規則第29条の5の規定により例外が認められている。

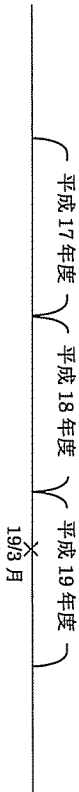
(この章の規定により難しい場合の措置)
第29条の5特別の事情によりこの章の規定によることができないう場合又はこの章の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に人事委員会の定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができるとできる。

人事委員会の起案文書に「別途のとおり各任命権者から報告がありました」ということで、(警察本部<公安職除く>、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局分を含む。)から、まとめて1枚の「昇給の実施状況について(報告)」があり、そのあとに下記のもの(一般職員のもの为例として掲載した)が添付されていたが、人事委員会で各任命権者毎の昇給号給数を一括してもよいという承認書が確認できなかった。

	運用通知(C)		判定
	改正規則附則第13項の任命権者ごとに人事委員会の定める一般職員の昇給の号給数の合計は、次により算出した号給数とする。	実施号給数 ⑥	
知事部局 (警察本部(公安職除く)、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を含む。)	(当該一般職員の標準号給数の合計) + (B) - (a)	7,071	○
警察本部(公安職)		1,883	○
教育委員会		8,993	○

4 扶養控除に関する税務署からの是正通知により、所得税の納付はしているが、扶養手当の要件に該当しない者についての返納処理が行われていないものがあった。扶養手当の過大支給額 359,361 円については、県に戻入処理をすることが必要である。税務署からの通知や照会があった場合には、その際支給要件を確認し任命権者に報告する等、より徹底した手当確認の仕組みを検討する必要がある。
(具体的問題事例)

氏名	是正金額	内容
A	76,100 円	扶養親族の中に収入が 158 万円の者がいた。申告時に所得があるにもかかわらず扶養控除していた。



平成 17 年に扶養親族に 158 万円
 の収入があり
 税務署からは是正
 通知がきた。

扶養親族による
 扶養手当の支給実績

扶養手当の過払期間

扶養手当の過払額 (月 額)

支給の時期	手当の種類	誤	正	超過支給額
H17.1~H17.3	扶養手当	42,500	32,500	10,000
H17.4~H18.3	扶養手当	47,500	37,500	10,000
H18.4~H19.3	扶養手当	52,500	42,500	10,000

超過支給額 10,000×27ヶ月 270,000 円 … (A)

期末勤労手当

支給の時期	手当の種類	誤	正	超過支給額
H17.6	期末手当	671,412	657,412	14,000
	勤労手当	335,706	328,706	7,000
H17.12	期末手当	748,282	732,656	15,626
	勤労手当	358,612	351,112	7,500
H18.6	期末手当	679,791	665,721	14,070
	勤労手当	351,843	344,593	7,250
H18.12	期末手当	776,904	760,824	16,080
	勤労手当	351,843	344,593	7,250
	計	4,274,393	4,185,617	88,776

超過支給額 88,776 円… (B)

地域手当

支給の時期	手当の種類	誤	正	超過支給額
H18.4~H18.12	地域手当(0.5%)	2,220	2,170	50
H19.1~H19.3	地域手当(0.45%)	1,998	1,953	45

(月 額)

超過支給額 (50×9ヶ月) + (45×3ヶ月) 585 円 (C)

戻入予定額合計 (A) + (B) + (C) = 359,361 円

5 総務部の臨時職員について、内申の日付が臨時職員取扱要綱第5条違反となっているものがあつた。また、任用する場合は、同要綱第5条に基づき履歴書を添えて部長等に内申することになっているが、古いものをコピーして使用しているものがあつた。臨時職員の任用に際しては、臨時職員取扱要綱に準拠して対応することが必要である。

氏名	任期	問題点
NY氏	平成18・10・1～ 平成19・3・26	「臨時職員取扱要綱」昭和44年3月19日人第3-41号第5条によると「臨時的任用を行うおととする場合には」「任用の開始予定の前日15日までに部長等に内申しなければならぬ」とあるが、内申の日付は、「平成18年9月20日」付けである。
YA氏	平成18・9・1～ 平成19・2・28	内申の日付が、平成18年8月23日となっており、上記要綱違反である。
MM氏	平成18・8・1～ 平成19・1・31	内申の日付が、平成18年7月20日となっており、上記要綱違反である。
KM氏	平成18・4・1～ 平成18・7・31	履歴書の作成日付が、平成17年7月3日(古いもの)のコピーを使用している)

6 現在通勤にバスを使用しているものは、通勤手当の計算において回数券を利用することを前提にしているが、現実にはほぼ全員がバスカードを利用しており、バスカードの方が回数券より安い。このためバスカードの利用を前提に通勤手当を支給すべきであり、検討を必要とする。

現在通勤にバスを使用しているものに対しては、片道運賃が660円を超えない場合には、定期券ではなく、回数券を利用することを前提に以下の基準で通勤手当が支給されている。

片道正規運賃×2×21日×0.91 (10/11)
これは、経済性だけでなく、利便性(購入のしやすさ、解約した場合の手数料等)を考慮した結果であるが、購入実績をみるとほぼ全員がバスカードを購入していた。ちなみに、バスカードを購入した場合と現行の回数券の比較は以下の通りである。

山梨交通 (片道 370 円の場合)	
計算式	1ヶ月当たり金額
現行規定	370×2×21×10/11
バスカード	370×2×21×100/113
0.88 = (100/113)	1,000円分 + 1,100円分 + 次回ポイント加算 30円

富士急行 (片道 370 円の場合)	
計算式	1ヶ月当たり金額
現行規定	370×2×21×10/11
バスカード	370×2×21×10,000/11,600
0.86 = (10,000/11,600)	10,000円分 + 11,600円分

現実にはほぼ全員がバスカードを利用してしている状況と、経済性を考慮するとバスカードの利用を考慮した通勤手当の支給を検討する必要がある。

7 知事部局の職員の中に有給取得の訂正もれが生じていた。また、特別休暇については具体的内容の記載漏れがほとんどであった。さらに扶養手当の支給確認について、事業所得等がある場合は、市町村の所得証明書では不十分な場合がある。つまり青色申告特別控除 65 万円等があることにより所得がない場合もあるからである。

1. 年次有給休暇のシステム入力について

平成 18 年度の知事部局の職員の年次有給休暇の取得登録において、有給取得の訂正漏れが生じている。当初有給取得申請が行われたが、その後傷病休暇へ変更されたものの、当初に登録されていた有給取得の取り下げ漏れが生じていたものである。但し、翌年への繰り越し上限は 20 日であり、同氏の年末の残日数が 20 日を越えているため、結果として本人への不利益が生じているわけではない。

2. 特別休暇の具体的内容の記載漏れについて

平成 18 年度の特別休暇の申請に当たり「休暇の具体的内容」欄に休暇内容がほとんど記載されていない。休暇の取得要件を充足しているのか、また、申請した休暇日数が妥当であるか、申請からは不明である。現場においてはコミュニケーションを取っていることからこれらの検討は行われていることと思われるが、第 3 者から見ても要件や日数の妥当性が判断できるように具体的な内容を記載すべきである。

3. 扶養手当の支給確認について

事業所得等がある場合の扶養手当の認定に当たり、事業所得等から控除する額は、所得税法上の必要経費ではなく、社会通念上、当該所得を得るために必要と認められる経費の実額であるが、市町村の所得証明書のみで事業所得の所得額を確認し、確定申告収支決算書を入力して経費内容の確認が行われていないケースが見られた。

事業所得等がある場合の支給要件の確認に当たっては、確定申告書等により必要経費を確認する必要がある。

知事部局の職員の中に名前の変更手続漏れが生じていた。

1. 名前の変更手続漏れについて

県職員本人及び妻、子の名前の変更が行われているものの、扶養親族届において妻、子の変更は行われているが、県職員本人の名前の変更手続が行われていないケースがあった。

8 通勤手当は、山梨県職員給与条例第 15 条で通勤距離が片道 2 km 以上の者に支給されるものである。四輪自動車を中心に職員の通勤届の距離数が、「インターネットの地図情報システム」で検索した距離数と差があった者のうち、20 名程に再実測を依頼した。その結果、申請距離数と再実測距離数に差異があり、通勤手当の額を修正すべき事例があった。「インターネットの地図情報システム」等が、100%の正確性を有している訳ではないが、認定にあたっては、通勤届の申請距離を、こうしたツールを使ってチェックし、差の大きい者とか通勤手当に影響する者（4.8 km と 5 km では月 1,800 円違う。）については、再実測させるなど、確認をより徹底する必要がある。

四輪自動車使用者の場合の通勤手当月額は次のとおりである。

四輪自動車使用者	片道	2km 以上	5km 未満	3,000 円
	片道	5km 以上	8km 未満	4,800 円
	片道	8km 以上	10km 未満	5,900 円
	片道	10km 以上	12km 未満	7,100 円
	片道	12km 以上	14km 未満	8,300 円
	片道	14km 以上	16km 未満	9,500 円
	片道	16km 以上	18km 未満	10,600 円
	片道	18km 以上	20km 未満	11,800 円
	片道	20km 以上	20km 未満	11,800 円

往査期間中の対象所属は企業局、教育委員会、観光部、土木部、企画部等の一部について検討した。

職員の通勤届の距離数とマップマンの距離数の差については、いろいろなケースがある。

- ① 従来は道がなかったが、道路建設が進み新しい道が出来たことにより通勤届の変更をしなかったため、通勤距離数が短くなった。
- ② 最短のルートは渋滞するため、裏道を通るため通勤距離が長くなる。
- ③ 通勤届の距離は各人の車のメーターによる差が発生すると思われる。
- ④ 駐車スペースが校庭、又は敷地の奥にあるため差が発生しているものもある。所属によっては、统一的にマップマンにより通勤距離を確認し、当該距離数で通勤手当を計算しているところもある。

通勤手当に関する規則(昭和46年12月23日山梨県人事委員会規則第28号)

第2条

職員給与条例第15条、学校職員給与条例第14条及び警察職員給与条例第16条並びにこの規則に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離及び自動車等を使用する距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。とある。

サンリビグによる申請書距離A、ワッファン距離B(参考値)、再実測距離Cの調査結果

氏名	申請書距離 A	ワッファン距離 B(参考値)	再実測距離 C	手当月額		
				申請A'	再実測C'	A'-C'
1	9.7	10.1	9.7	5,900	5,900	0
2	23.5	22.9	23.5	14,120	14,120	0
3	14.3	13.4	14.3	9,500	9,500	0
4	10.5	9.2	10.5	7,100	7,100	0
5	68.0	66.1	68.0	39,640	39,640	0
6	108.2	105.3	108.2	62,840	62,840	0
7	67.0	65.8	67.0	39,060	39,060	0
8	47.5	45.5	47.5	28,040	28,040	0
9	57.0	55.0	57.0	33,260	33,260	0
10	65.0	65.2	65.0	37,900	37,900	0
11	45.0	45.2	45.0	26,300	26,300	0
12	55.0	53.6	55.0	32,100	32,100	0
13	29.4	28.9	29.4	17,600	17,600	0
14	30.0	28.4	30.0	17,600	17,600	0
15	29.8	29.0	29.8	17,600	17,600	0
16	23.7	22.8	23.7	14,120	14,120	0
17	27.3	26.8	27.3	16,440	16,440	0
18	33.0	31.8	33.0	19,340	19,340	0
19	41.0	38.4	39.4	23,980	23,400	580
20	28.6	26.9	28.6	17,020	17,020	0
21	25.1	27.2	25.8	15,280	15,280	0
22	18.2	17.2	18.1	11,800	11,800	0
23	17.0	15.4	17.0	10,600	10,600	0
24	16.8	14.6	15.6	10,600	9,500	1,100

上記以外の申請書距離Aとワッファン距離B(参考値)との差異距離
(下記は再実測を依頼していないものである。)

氏名	申請書距離 A	ワッファン距離 B(参考値)	差異距離
1	16.8	15.2	▲1.6
2	12.4	9.5	▲2.9
3	14.0	12.3	▲1.7
4	10.5	9.8	▲0.7
5	12.0	11.8	▲0.2
6	14.0	13.7	▲0.3
7	33.0	31.3	▲1.7
8	34.3	33.9	▲0.4
9	14.0	13.8	▲0.2
10	10.5	8.6	▲1.9
11	10.0	7.8	▲2.2
12	5.3	4.8	▲0.5
13	27.9	25.7	▲2.2
14	14.0	13.3	▲0.7